平成 19 年度国土政策関係研究支援事業　研究成果報告書

地域の自立的発展に向けた空間計画の役割と地域ガバナンスの形成に関する研究

―欧州の地域空間戦略の事例を通じた広域地方計画の課題―

東京大学大学院 工学系研究科 都市工学専攻　助教

片山 健介

＜共同研究者＞

東京大学大学院 工学系研究科 社会基盤学専攻　助教

志摩 憲寿

目　　次

Ⅰ．研究目的・意義　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
1. 研究の目的と背景　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
2. 本研究の意義　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

Ⅱ．研究手法　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

Ⅲ．成果内容　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

○ 要旨　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

○ 本編　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
1. 分析枠組み：グローバル化と空間計画・地域ガバナンスの変容　・・・・・ 9
1-1.　欧州における地域空間戦略の展開　・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
1-2.　日本における広域地方計画に関する論点整理　・・・・・・・・・・・ 13
1-3.　分析の枠組み　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18
2. イングランドにおける地域戦略とガバナンス－East Midlands の事例－
・・・・・・・・・・・・・・・・ 19
2-1.　イングランドにおける地域計画制度の変容　・・・・・・・・・・・・ 19
2-2.　East Midlands における地域戦略とガバナンスの形成過程　・・・・・ 24
2-3.　地域空間戦略の策定プロセス　・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 27
2-4.　イングランドの計画制度改革　・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 34
3. 日本の広域地方レベルの地域戦略とガバナンス－九州地方の事例－
・・・・・・・・・・・・・・・・ 35
3-1.　九州地方における広域的取り組みの体制とその必要性　・・・・・・ 35
3-2.　九州圏広域地方計画策定過程における合意形成　・・・・・・・・・ 41
3-3.　小括　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 44
4. イングランドと日本の事例の比較考察　・・・・・・・・・・・・・・・・ 45
4-1.　広域地方計画の役割と計画体系　・・・・・・・・・・・・・・・・・ 45
4-2.　地域ガバナンスと合意形成　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 47
5. 本研究のまとめ　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 49
5-1.　成果のまとめ　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 49
5-2.　今後の研究課題　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 49
参考文献等　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 51

Ⅰ．研究目的・意義

1.　研究の背景と目的

現在、日本では、2005 年の国土形成計画法に基づく新たな国土計画体系のもとで、国土形成計画（全国計画、広域地方計画）を策定中である。

国土審議会計画部会は、2006 年 11 月に、全国計画の策定に向けた検討の中間とりまとめを公表した（「計画部会中間とりまとめ」）。その中でも提示されているように、国土形成計画では、東アジア地域を空間的視野に含めた計画づくりが求められている。特に広域ブロックレベルに関しては、以下の論点がある。

【論点 1】広域ブロックレベルにおいては、東アジア地域との競争・連携を視野に入れつつ、地域特性を活かした地域戦略を描き自立的な広域ブロック地域を形成することが目指されている[1]。

【論点 2】広域地方ブロックの自立促進は、広域地方計画の策定に向けて、国土交通省、国の地方支分局、地方公共団体、地元経済界等が協働してビジョンづくりに取り組むことが期待されている[2]。

論点 1 に関して、東アジア地域との競争・連携に向けて、単に経済的な後背圏の規模やアクセシビリティの優位性だけでは、地域間競争・連携において存在感を示すことは難しい。経済のみならず社会、環境も含めた「地域」の複合的機能（企業や人の交流のための複数の特色ある都市－農村の連携、歴史や文化的な特色など）が求められるであろう。広域地方計画は、指針性を持つ全国計画のもと、地域の空間戦略として、産業の活性化や都市と農山村の連携、環境保全など、国土基盤、土地利用、地域開発を含めた総合的な空間戦略であることが期待される。

論点 2 に関して、地域が持続的に発展するためには、地域戦略を形成し実行していく体制が必要となる。日本では広域ブロックに相当する政府はなく、道州制の議論はあるものの、少なくとも当面は関係する主体による協働、合意形成が求められる。特に持続的かつリーダーシップを発揮できる枠組みの構築が必要ではないかと思われる。

以上のことは、これまでの論考では理念的に指摘されるにとどまっている。東アジア地域を意識した国土・広域計画の全国的な策定は日本では初めての経験であり、地域間競争・連携と広域計画の関係や協働の体制については、分析枠組みを持ちつつ事例ベースで具体的に把握することが有用と考える。

以上により、本研究は、国際的な地域間競争・連携が求められる中で、(1)自立

[1] 国土審議会計画部会中間とりまとめ、pp.6-7。
[2] 国土審議会計画部会中間とりまとめ、p.7。

的・持続的な地域の発展のために有用な地域空間戦略の形成と、その実現に向けた地域の協働・合意形成のあり方を欧州の事例を通じて明らかにするとともに、(2)日本における都道府県を超えた地域戦略とその形成過程の実態と課題を明らかにすることで、日本の広域地方計画による自立的地域形成とその持続的発展に向けた制度的な枠組みに関する知見を得ることを目的としている。

2. 本研究の意義

本研究の意義は以下のように整理される。

第一に本研究では、欧州の事例研究を行う。欧州では、地域統合に伴って、通常国土と基礎自治体との間の空間スケールに位置づけられる「地域」レベルの重要性が増し、幾つかの加盟国において国土・地域計画制度の変容が見られる。国を超えた地域間連携・競争が求められる中で、地域空間戦略を協働の枠組みの中で形成している事例を分析することで、地域の自立的発展に向けた空間戦略の役割（計画体系における位置づけ、計画内容と実効性・持続性、事業との関係等）（論点１）、計画策定・推進と地域における協働体制（論点２）に関する具体的な知見が得られる。

第二に、欧州の知見を踏まえ、日本の地域戦略形成とガバナンスに関する課題を事例研究により明らかにする。以上を通じて、日本における広域地方計画の策定とその後の持続的な取り組みに対して、計画および地域ガバナンスの制度的枠組みの構築に向けた知見が得られるものと考える。

Ⅱ． 研究手法

(1) 日本における東アジアを視野に入れた地域の自立発展に向けた論点整理

国土形成計画の中間とりまとめ、これまでの審議会等での議論、既往の論考や研究レビューを通じて、本研究における論点を整理し、研究の枠組みを構築する。

(2) 欧州における持続的な地域形成に関する予備調査

これまで研究代表者らが調査・研究を行ってきた諸外国の国土・広域計画制度を整理したうえで、調査対象国・地域を選定する。

本研究では、特に地域間競争に晒される中で、地域の自立的・持続的発展に向けた空間戦略とガバナンスの構築に着目している。日本において広域地方計画協議会の機能が期待されることに鑑み、事例対象国としては、政府地域事務所、地域開発庁、地域協議会の 3 組織の連携により新たな法定計画である地域空間戦略 Regional Spatial Strategy を策定しているイングランドを対象とする。

(3) 海外事例調査：地域間競争・連携に向けた空間戦略と協働の枠組み

(2)で選定したケース・スタディを行う。本研究における分析の視座として、①地域の競争力の向上と地域空間戦略の役割について、制度変容の背景を分析する、②地域空間戦略の策定プロセスにおける各主体の役割と調整・協議の実態を把握する、ことを目的としている。以上の点について、政府地域事務所、地域開発庁、地域協議会、学識者等に対してインタビュー調査を行う。

(4) 日本の広域ブロック地域における地域戦略形成とガバナンス

日本における国、都道府県、関係団体等の協働による広域地方戦略形成の実態と課題を明らかにし広域地方計画の議論に資するため、広域ブロックレベルの地域戦略に関する調査を行う。対象として、東アジアとの連携、またブロック内の政策連携の動きが見られることから、九州地方を対象とし、地域連携を必要とする環境と戦略、具体的な取り組み、広域地方計画の役割と策定プロセスについて、国の地方支分部局、関係県・市、経済界等にインタビュー調査を実施する。

(5) 研究のまとめ

英国における地域空間戦略の事例、および九州地方における取組を、(a)地域戦略の計画体系における位置づけ・役割、新たな計画の機能・内容、(b)その形成・実現における地域の協働という観点からまとめる。最後に、本協議会による日本の広域地方計画の策定が開始されることを踏まえて、自立的な地域の形成に向けた地域空間戦略と地域ガバナンスのあり方について提言を行う。

Ⅲ．成果内容

○要旨

0．本研究の目的

本研究は、国際的な地域間競争・連携が求められる中で、自立的・持続的な地域の発展のための空間計画の役割とその実現に向けた地域の協働・合意形成のあり方を欧州の事例を通じて明らかにするとともに、日本における広域連携の実態と課題を把握し、日本の広域地方計画に関する知見を得ることを目的としている。

1．分析枠組み：グローバル化と空間計画・地域ガバナンスの変容

1-1．欧州における地域空間戦略の展開

経済のグローバル化に伴って、欧州では地域開発のニューパラダイムが生まれ、地域の競争力が主要な概念となった。一方で、経済成長と社会的格差、環境的ダメージをもたらす。経済・社会的水準を向上させ地域の発展に繋がる雇用の創出には、労働・居住環境の質が重要である。

地域統合が進む欧州では、空間計画(spatial planning)という概念が形成されてきており、この動きは、Europeanisation of planning とも呼ばれる。Spatial Planning は、土地利用計画より広い概念であり、土地利用/物的計画が経済・社会・環境の発展政策と結びついている。協働、(空間における社会の在り方を示す) 枠組み、政策とアクションの連結など「統合」的アプローチを内在している。

1-2．日本における広域地方計画に関する論点整理

全国計画策定過程における議論では、広域地方計画に関して、ブロックごとの特色ある施策を示すこと、その計画策定過程については広域地方計画協議会設立や国の地方支分部局、地方公共団体、地元経済界等の協働といった点を除き、その詳細までは議論されていない。換言すると、全国計画に示された枠組みの中で、広域地方計画には各地方の自由度が大きいとも解釈できよう。

国土形成計画については様々な議論があるが、特に、広域地方計画の策定については、リーダーシップと部局横断的調整・地域間の調整、議論に値する話題を地図ベースのような適切な方法での議論、さらには広域的地域活性化法等の新たな枠組みを活用することも視野に入れることが重要となろう。

1-3．分析の枠組み

既存文献のレビュー、および日本における国土形成計画・広域地方計画の論点から、ケース・スタディの比較分析の枠組みを以下のように設定する。

グローバル化のもと、地域の自立的発展に向けて、広域連携、地域空間計画の形成がどのように進んできたかを比較分析する。空間計画制度の評価視点として、

分析の視点１：地域の自立的発展に向けた空間計画の役割

①地域空間に関わる関連戦略・政策の統合
②空間的枠組み・ビジョンの提示
分析の視点 2：地域ガバナンスと合意形成
③協働の仕組み（垂直的・水平的ガバナンス、合意形成の枠組み）
が設定できる。

2. イングランドにおける地域戦略とガバナンス－East Midlands の事例－

地域空間戦略の策定プロセスにおける各主体の役割と調整・協議の実態を把握するため、地域政府のない Region を対象に、関係主体の協働により新たな制度による Regional Spatial Strategy(RSS)を策定しているイングランド事例対象国として選んだ。調査対象地域としては、RSS の策定状況を調べた上で、地域戦略を統合する上位の枠組みである Integrated Regional Strategy を策定されている East Midlands 地域を調査対象地域として選定してインタビュー調査等を実施した。

2-1. イングランドにおける地域計画制度の変容

イングランドの計画制度は、1990 年都市農村計画法とそれ以降の改正法によって規定されているが、2004 年に計画制度改革が行われている。イングランドの計画制度は、地方自治体が、Development Plan に基づいて、個別開発行為を許可・不許可の決定により規制していく計画許可(planning permission)を中心としている。制度改革により、地域レベルでは RPG に替えて Regional Spatial Strategies(RSSs)を策定することとなり、法定 Development Plan としての位置づけを与えられた。った。これまで、RPGs は政府の指針であって、厳密には法的拘束力は持たない文書であった。しかし、制度改革では、地域（region）レベルの戦略の位置づけが高められることとなった。伝統的な土地利用計画を超えた空間計画として、土地の開発・利用に関わる政策を統合し、長期的な発展戦略を与える役割を持つ。

2-2. East Midlands における地域戦略とガバナンスの形成過程

East Midlands では、構成する戦略同士の一貫性と統合を図るための上位の地域ビジョンを共有するため、全国に先駆けて Integrated Regional Strategy Framework を策定している。その背景としては、交通、福祉、住宅等の分野で縦割りの弊害が生じたこと、また、別々に策定されていた戦略を統合することで個々の戦略に付加価値が与えられること、地域のアイデンティティを形成することに繋がること、都市・農村関係などの課題に対して協働によって取り組む必要性などが議論されている。また、East Midlands で協働の取り組みが構築されてきたもうひとつの背景としては、East Midlands には支配的な都市圏が存在せず、分散型の地域構造であるため、対等に協働する風土があったことが指摘される。

2-3. 地域空間戦略の策定プロセス

RSS は、多様な関係者の参画が求められるようになった。そのプロセスを分析すると、以下の点が指摘できる。

第一に、策定プロセス・合意形成の制度的枠組みである。PPS11 では、RSS の策定に関係者の参画を求めながら、各段階で主導的役割を果たす主体が明確に位置付けられている。

第二に、客観性のあるシステムである。East Midlands の場合、素案作成において関係者との協議を主導しているのは、RA プロパーのプランナーであり、専門家としての立場から、意思決定機関である評議会に対しての提案を行っている。また、EiP においてはパネルが専門家として円卓会議を主導する。

第三に、インフォーマルなネットワークである。East Midlands の場合は、RA と RDA、GO など担当者の関係が良好であり、このことがフォーマルなプロセス（意見聴取など）とは別に合意形成に寄与していると考えられる。

一方、テーマと関係主体が増えたことで、調整に時間がかかるようになったこと、特に住宅供給戸数(RSS で提示する)や交通分野での対立が多いこと、地方自治体、特にカウンティ・レベルの参加が不十分であるといった課題も指摘された。

3. 日本の広域地方レベルの地域戦略とガバナンス－九州地方の事例－

本章では、自発的な地域連携の動きがみられる九州圏を対象に、広域連携と広域地方計画の現状と課題を整理する。

3-1. 九州地方における広域的取り組みの体制とその必要性

九州レベルでの広域的取り組みとして、行政と経済界との連携による「九州地域戦略会議」による取り組みは特筆に価するものであろう。九州地域戦略会議は、「九州はひとつ」の理念の下、地域の自立的かつ一体的発展に向けて官民一体で具体的な施策を検討し、実践的に取り組むことを目的とした活動であり、官民一体での地域独自の戦略とその実践の必要性を九州経済連合会が提案し、知事会が了承する形で始まった。設立以降、九州一体での官民連携が必要な取り組みで、かつ、連携できるものから始めるという姿勢で活動が行われている。したがって、これまで利害対立が生じるような提案は出ていないとのことである。

また、都市圏レベルでは、北部九州地域において、福岡市と北九州市による「福北連携」、北九州市と下関市による「関門連携」、福岡県の福岡、久留米、小郡各市と佐賀県の鳥栖市、基山町による「グランドクロス広域連携協議会」等がある。

3-2. 九州圏広域地方計画策定過程における合意形成

次に、九州圏広域地方計画策定過程において、こうした広域的取り組みはどのような関係を有しているかをレビューする。

九州地方では、九州地方整備局九州圏広域地方計画推進室を事務局として、部長クラスによる幹事会「プレ協議会」と課長クラスによる実務者会議「プレ幹事

会」、学識者懇談会、3 つの検討小委員会によって進められている。策定過程における諸課題として、以下の点が挙げられる。

① リーダーシップ

今のところ、事務局である九州地方整備局（九州圏広域地方計画推進室）が中心となって計画策定が進んでいるといえるが、実際には調整役を担っているのみで、リーダーシップとまではいえない状況にあるものと思われる。計画の内容については学識経験者が音頭を取っている側面が強いようである。

② 部局横断的・地域間の調整

現在、実質的な部局横断的な調整といえるのは、各県においてキックオフレポート原案に対する意見聴取が行われた時のみであるといえる。しかしながら、全国計画策定の遅れから、広域地方計画策定に与えられた期間は短く、この意見聴取にも必ずしも十分な時間が割かれていない。

③ 空間ベースの議論

これまでの議論では論点の整理にとどまっており、必ずしも空間ベースでの議論が行われているとは言い難い。

4. イングランドと日本の事例の比較考察

4-1. 広域地方計画の役割と計画体系

イングランドでは、地域空間戦略 RSS は、LDF と計画許可の判断基準となる法定 DP として、土地利用計画の体系に明確に位置づけられるとともに、RDA の策定する地域経済戦略 RES とは整合性をとることが PPS11 で明記されている。また、East Midlands においては、社会分野、環境分野、RES、RSS の上位となる地域ビジョンとして IRS を策定して、全体の方針を共有する体系となっている。IRS には即地的な内容は含まれないが、RSS ではキー・ダイアグラムにおける大まかな地域構造図において、拠点都市や地域交通軸が示されている。また、エネルギーや生物多様性、エネルギー、廃棄物管理など、土地利用が直接・間接に影響を与える分野が RSS にも幅広く含まれているのが特徴的であり、地域レベルで様々な観点から空間戦略に関する調整を行い、それをローカル・レベルへと伝達する枠組みになっていると言える。

他方、日本の広域地方計画については、九州圏の事例から、経済的な視点、社会的な視点、環環境的な視点、空間的視点が含まれており、その点では分野を統合した内容になっていると考えられるが、空間的枠組み・ビジョンの提示が含まれていない。その点ではむしろ、RSS というよりは IRS に近い内容を持っているとも考えることができるが、広域地方計画と他の施策や計画、特に土地利用計画との関係性が明確でないことが課題として指摘できる。

4-2. 地域ガバナンスと合意形成

イングランドの East Midland レベルも日本の九州地方レベルも相当する政府のない状況での計画策定である点が共通しているが、以下の点で相違がみられる。

○リーダーシップ

九州の事例では、現状では明確なリーダーシップはみられなかった。

一方、East Midland の場合には、計画策定段階において主導的な役割を果たす主体が明確に位置づけられており、かつ、それは計画策定の段階を経て、地域、専門家、国というように役割の比重が変化している。

○部局横断的・地域間の調整

九州の事例では、県内での調整は行われていたものの、調整に対して必ずしも十分な時間を割くことができないために、調整は限定的な機会に限定的な期間で行わねばならないことが大きな問題としてあげられた。

一方、イングランドの場合には、計画策定プロセスに 3 年近くをかけており、わずか 1 年という日本の場合とは大きく異なる。日本の場合には全国計画と地方計画の計画策定が一体のものとされている点に問題点を指摘できよう。現行制度下で最大限の効果をあげるには、既存の広域的活動の中から得られる成果を活用することが重要であろう。

○空間ベースの議論、諸制度の活用

イングランドでは RSS は法定 Development Plan として明確に位置づけられており、計画策定プロセスにおける議論は空間ベースでのものとなりうる。しかしながら、日本の場合、根本的な問題として、広域地方計画と国土利用計画とが必ずしも十分に連携していない点にあろう。実際、九州地方では地方自治体レベルでも、土地利用計画との関連に関する議論は殆ど行われていない。

5. 本研究のまとめ

以上の成果から日本への知見をまとめる。

日本においても、グローバル化に伴う地域の自立的発展が主題となっており、九州圏での地域連携の実績がみられるが、地域戦略としての広域地方計画の役割が明確でない。広域地方計画は IRS のように各分野の政策に対する地域ビジョンを提示する可能性を持っているが、空間計画という観点からは、ビジョン実現に向けた国土利用計画・土地利用計画、各県・市の計画との制度的枠組みが構築していくことが課題である。

広域地方計画の策定プロセスでは、合意形成に向けて各主体の役割を明確化することが考えられる。だが、圏域によって若干の相違がみられ、このことは地域の裁量という点で評価することも可能であり、地域の状況や策定プロセスに応じた時間をかけられるようにすることも考えられるだろう。

以上

○本編

1. 分析枠組み：グローバル化と空間計画・地域ガバナンスの変容

本章では、欧州の空間計画(spatial planning)に関する文献レビューにより、グローバル化、地域の自立的発展と空間計画の関係性を整理した上で、欧州における計画制度・ガバナンスの変容の動向を概観し、広域地方計画の役割と策定プロセスを比較する上での分析枠組みを設定する。

1-1. 欧州における地域空間戦略の展開

1-1-1. グローバル化と持続的発展

(1) グローバル化・持続的発展と空間計画の必要性

近年の地域(region)と地域計画を取り巻く潮流として、グローバリゼーションと持続可能な発展が挙げられる。

経済のグローバル化に伴って、欧州では地域開発のニューパラダイムが生まれ、地域の競争力(competitiveness)が主要な概念となった(Marshall(2004))。

一方で、経済・社会・環境のバランスを重視する持続的発展の考え方が発展してきている。成長は必然的に社会的格差と環境的ダメージをもたらす。持続的発展の考え方は、経済成長、社会的公平性、環境的責任という相互に関係した 3 つのテーマについて、グローバル化・競争力とその拡大の合理的なプロセスをもたらすものであり、国家の成長戦略が、単に自由な経済成長に基づくものではなく、社会的幸福と環境的幸福を促進する成長管理の枠組みを提供することを保証する役割も持つ。

地域経済発展政策と国家の役割も、地域間不均衡を閉じた国家経済空間において国家が是正するために補償する政策から、地域の国際的な競争力を促進するための競争的なキャッチアップ政策をとり、国家の役割は国際的な競争力のある地域の形成を支援することへと変化してきている。このような変化の中では、場の形成(place-making)が重要となる。すなわち、生活の質の改善や、質の高い住宅供給を支える環境基準などである(Haughton and Counsell(2004))。

経済・社会的水準を向上させ地域の発展に繋がる雇用の創出には、労働・居住環境の質が重要である。また、経済活動を行う工場やオフィス、住宅の開発は保全すべき環境の問題とも密接に関係する。このように、競争力、グローバル化、持続的発展は相互に関連し、経済・社会・環境のバランスは空間的活動と密接に関連することから、空間的にこれらのバランスを考えるという空間計画の概念へと結びつく。

1-1-2. 欧州における空間計画の展開とその枠組み

(1) 欧州における空間計画概念の発展

グローバル化・地域の競争力と持続的発展は、世界的に共通の潮流であり、日本の国土形成計画においても重視されているが、地域統合が進む欧州では、それが欧州連合(European Union)の形成とともに先行的、具体的に表れていると見ることができる。そのような状況で、EU において空間計画(spatial planning)という概念が形成されてきたことは注目に値する(European Spatial Planning)。

この動きは、Europeanisation of planning とも呼ばれる。その特徴として、以下の点が指摘されている(Jensen and Richardson (2006)、Alden(2006)他)。

・前述の「競争力」のほかに、キーワードとして、cohesion(結束)と polycentricity（多核性）が挙げられる。「結束」は経済的競争力に包摂する見方もあるが、グローバルな競争が空間的表現として単一空間に表れている、との考え方もある。都市・地域、都市と農村、中心と周辺、といった競争の中で EU の空間戦略が形作られていることから考えると、「結束」は空間的アイデンティティと結び付く。「多核性」は欧州における空間構造として、European Spatial Planning のキーワードとなっている。ESDP では、社会・経済・環境のバランスを謳っているが、経済的な競争が最も強調されている。

・「地域(region)」の位置づけが高まっている。加盟国では、ガバナンスとプランニング双方で regional focus の動きがみられる。かつての regionalism は、生活圏ということでローカル・レベルと結び付いていたが、昨今は region と Europe が結びついており、多くの加盟国で、伝統的土地利用計画/マスタープランから戦略的空間計画へと変容している。

(2) 空間計画概念のもつ特徴

空間計画(spatial planning)は Euro-English と言われ、厳密な定義はないが、幾つかの論考からその特徴を見出すことができる。

European Spatial Development Perspective(ESDP)の策定過程で行われた加盟各国制度比較研究では、「Spatial Planning とは、空間における将来の活動の配分に影響を及ぼすために公共部門によって用いられる方法 (method) である。この方法は、土地利用とそれら活動の配分とのより合理的な領土の構成を作り出すという目的をもって、環境保全と開発需要のバランスをとり、社会的・経済的目標を達成するためにとられるものである。Spatial Planning は他の部門政策の空間的インパクトを調整し、市場の力によって作り出されるものよりもより公平な経済発展の配分を達成し、土地と財産の利用の転換を規制するための手法を包含する。(中略) Spatial Planning は、国および超国家的なプランニング(national and transnational planning)、地域政策(regional policy)、詳細な土地利用計画を

網羅するものである。」(CEC(1997))と定義されている。

Alden(2006)によれば、Spatial Planningは、土地利用計画よりもより広い概念と捉えられており、主な特徴として、土地利用/物的計画の活動が、経済、社会、環境の発展政策と密接に繋がっていることが指摘されている。また Spatial Planningの特徴として、以下の諸点が挙げられている。

・資源の配分・投資のための戦略的枠組み
・長期的展望（通常20年）
・公民セクターの政策の連携・統合
・土地利用計画と経済開発政策・他の政策の連携
・国の政策の空間的次元の説明
・よりバランスのとれた経済開発の分布の達成
・バランスがとれ持続的な多核的発展の概念を包含する
・「悪意のある」課題を明確にし対処する
・地域・地方のガバナンスの能力を強化する
・空間、場所、空間的分布に焦点を当てる
・地域(region)は空間計画のための中心である
・空間計画は将来の地域発展のロードマップを提供する
・根拠に基づいた正確な評価

Healeyは、「統合(integrated)」はSpatial Planningのキーワードのひとつであり、Co-ordination（協働)、Framing（空間における社会の在り方を示す、各政策の空間ビジョン)、Policyとactionの連結、多様なアクターの結びつけという異なる意味を有する、と述べている。

すなわちSpatial Planningという概念には、空間に関わる計画・政策を、分野横断的（水平的)、かつ異なる空間スケール間（垂直的）にわたって調整する統合的アプローチが内在していると言える。

1-1-3. 計画関係主体の多様化：ガバナンス

前項の特徴から、空間計画に関わる主体は必然的に拡大し多様化するであろう。Haughton and Counsell(2006)は、supra-nationalとsub-nationalの垂直的なガバナンスのネットワークと、パートナーシップのような水平的な新たなアクターとのネットワークの形成を指摘しているが、空間計画に関わるガバナンスの変化は、大きく次の2つの軸で捉えることができる(Allmendinger and Tewdwr-Jones(2006))。

第1に、垂直的なガバナンスである。Alden(2006)が「地域は空間計画の中心である」と述べているように、国家と基礎自治体(local)の中間に位置する地域(region)の計画が空間スケールで捉えた場合の空間計画の中心となる。Haughton

and Counsell(2006)は地域レベルの政策の出現が戦略的かつ政治的選択となり、このことが空間スケール間にわたる権限のぶつかり合いになると述べている。

第2に、水平的なガバナンスである。すなわち、従来のガバメントだけでなく、ノン・ガバメントセクター、すなわち、経済団体、社会団体、環境団体などの利害関係者も関わるガバナンスへの変化である。

1-1-4. EU加盟国における空間計画制度の変容

EU レベルでの空間計画の考え方を示した文書として重要なのが、European Spatial Development Perspective(ESDP)である。1999 年に最終合意された ESDP は、EU 空間政策の目的である「EU 域内の均衡ある持続可能な発展」を達成するための「共同体の分野別政策と、加盟国、地域、都市の協調に向けた枠組み」を提供するものである。EU としての方針、即ち社会、経済、環境の三本柱のバランスを保ちながら、経済的・社会的結束を強化することによって均衡のある持続的な発展を達成するという理念に基づいて、以下の3つを基本方針に基づいて60の施策を提示し、これを実現するための取り組みを共同体から地域までの各レベルについて提案している。

[1] 多極分散型のバランスのとれた発展を目指し、新たな都市と農村の関係を確立
[2] 交通・情報インフラへのアクセシビリティの公平性の確保
[3] 持続的発展、自然文化資源保全

ESDP は「非公式」の閣僚会議での合意文書であるため、法定の文書ではないが、幾つかの加盟国（アイルランド、イギリス、オランダ、ベルギーなど）で空間計画概念の導入、地域計画の強化といった空間計画制度の変容がみられ、ESDP による影響が指摘されている(Faludi(2002))。

1-1-5. 広域地域計画とガバナンスに関する論点

本研究では、広域レベルの地域計画を対象として、その役割と、如何に関係者の合意を形成して計画を策定し実施するか、そのプロセスについて論じるものである。計画の実効性や利害関係者の参加は、例えば都市計画や地区計画においても同様にテーマとなりうる。ここでは、広域レベルの地域計画に固有の論点が何かを考える。

Glasson and Marshall(2007)は、地域計画では統合的であることが求められるとし、第一に「雇用」と「住宅」、およびその活動配置を決定づける「交通」の統合を挙げている。第二に生活に関わる他の要素（商業、福祉、レクリエーション・レジャー・文化など)、第三に合理的空間性、第四に時間性(temporality)（期間の異なる施策を同時に扱う）を指摘している。すなわち、地域計画が含むべき内

容と言える。

次に、この「統合」をどう実現するかについて、現実的(substantively)手法とプロセス上の手法を論じている。

現実的(substantively)手法としては、まず地域政府による実現がある。例えば州のような広域自治体が存在する場合はこれに相当するが、本研究で対象とする日本やイングランドの大部分ではこの地域政府がない。

次に、中央政府による政策決定がある。イングランドの PPS は、ある意味で中央政府がプライオリティを決定していると言える。また、地域間のプロジェクトを扱う場合は、(地域側からは望まないものであるかもしれないが)「統合的」であり最も強い実現の方法となる。

第三に、計画の中で目標を定める(plan techniques)方法であり、目的の枠組みを提示するものであるが、調整等の困難を伴う。しかしプランナーにとっては利害関係者の調整の唯一の有効なツールとなる。

第四に、サブ・エリアの統合であり、より小さい地域にフォーカスして拠点性など示す。RSS の sub-regional strategy はこれに相当する。だが地域政府がないと中央政府が強い力を行使することになる。加えて、プランナーのスキルに依存することになる。

他方、プロセスによる手法としては、第一に、公式な戦略の中で統合を図るものがある。イングランドの場合、後述する East Midlands の Integrated Regional Strategy はこれに相当する。また、RSS プロセスにも内在する。しかし、中核的主体である RDA の RES と RA の戦略が対立する事例もあり (South East)、よりインフォーマルな方法の方がよいとも考えられる。

そこで、第二に主要な関係主体の協働 (Key partner collaborations) が挙げられる。すなわち、日常的・継続的な協働であり、イングランドであれば、West Midlands の concordat の取り組みがある。しかしその枠外に置かれた主体が「疎外されている」と不満を持つ可能性がある。

そのため、第三により広く緩い協働、すなわちプロセスをよりオープンにすることが求められる。

1-2. 日本における広域地方計画に関する論点整理

2005 年に国土形成計画法が制定されて以来、国土形成計画に関して様々な議論がみられる。実際、国土形成計画の全国計画策定過程においても各部会・専門委員会によって様々な議論が交わされてきたし、都市計画学会や農村計画学会、造園学会、計画行政学会等では各学会誌において国土形成計画に関する特集記事が組まれ[3]、国土形成計画に対して様々な提案が寄せられている。

[3] 例えば、『計画行政』(第 30 巻 3 号) 特集「地域の自立ある発展に向けた国土マネジメ

ここでは、全国計画策定過程における議論や国土形成計画に関する各分野における議論から、広域地方計画に関する論点、特に計画策定過程に関するもの、を整理する。前者では全国計画原案（2007 年 12 月）の基となった「国土形成計画（全国計画）に係る計画部会報告」、後者では「国土形成計画」、「国土計画」、「地域計画」をキーワードとする書籍・雑誌記事で国土形成計画法制定以来のものを対象としている。

1-2-1.　全国計画策定過程における議論

(1) 地域に求められる要件[4]

広域地方計画策定の前提となる全国計画では、新しい国土像「多様な広域が自立的に発展する国土を構築するとともに、美しく、暮らしやすい国土の形成を図る」にみられるように、各地域ブロックには、特色ある地域戦略を展開し、成長力を強化することが求められている。特に、戦略的目標の１つとして[5]、グローバル化や人口減少に対応する国土の形成に向けて、持続的で暮らしやすい都市圏、地域資源を活かした産業の活性化、美しく暮らしやすい農山漁村の形成と農林水産業の新たな展開、地域間の交流・連携と地域への人の誘致・移動の促進を通して持続可能な地域の形成を進めることがあげられている。

さらに、全国計画を推進するにあたっては、「新たな公」を機軸とする地域づくりが求められている。これは、多様な民間主体を地域づくりの担い手ととらえ、それら相互が、あるいは、それらと行政とが有機的に連携しつつ、従来の「公」及び「公」と「私」の領域を再編した「新たな公」と呼ぶべき領域において地域づくりを進めるという理念に基づいている。具体的には、このような「新たな公」を基軸とする地域づくりのシステムを構築し、そのようなシステムの下で多様な民間主体の発意・活動を重視した自助努力による地域づくりを進めてゆくことが求められている。

ント」、『人と国土 21』（第 32 巻 5 号）特集「国土形成計画全国計画（中間とりまとめ）について」、『農村計画学会誌』（第 26 巻 2 号）特集「「農村計画と国土形成計画を考える」、『ランドスケープ研究』（第 71 巻 3 号等）特集「国土形成計画の策定に向けた提言」、『地域開発』（第 496 号）特集「国土計画は甦るか？－国土形成計画法と新たな国土計画」、『都市計画』（第 55 巻 5 号）特集「新時代の国土計画を考える」、『人と国土 21』（第 31 巻 4 号）特集「新しい国土形成計画について」、『都市問題』（第 96 巻 7 号）特集「全国総合開発計画の功罪」など。

[4] 第 1 部 計画の基本的考え方

[5] 計画部会報告は戦略的目標として、グローバル化や人口減少に対応する国土の形成に向けて(1)世界に発展するシームレスアジアの形成、(2)持続可能な地域の形成、安全で美しい国土の再構築と継承に向けて、(3)災害に強いしなやかな国土の形成、(4)美しい国土の管理と継承、横断的視点として(5)「新たな公」を基軸とする地域づくり、を示している。

(2) 広域地方計画のあり方（図表 1）[6]

(1)のような考え方に基づき、広域地方計画には、広域ブロックごとの特色ある施策展開、広域地方計画協議会を通じた地域関係主体の協働、北海道総合開発計画及び沖縄振興計画との連携が求められている。

その内容は、「地域の実情に即した地域の将来像等を定める即地的な計画の枠組み」であり、「当該区域における国土の形成に関する基本的方針、目標のほか、一の都府県の区域を越える広域の見地から当該地域において戦略的に実施すべき具体的な施策」を記述するとしている。中でも留意すべき視点として、国土における自らのブロックの位置付けと東アジアの中での独自性の発現、ブロックの特性を踏まえた域内の各都市や地域の連携方策のあり方、全国共通の課題に対するブロック独自の対応策、それぞれの広域ブロック固有の課題への取組を求めている。

図表 1　広域地方計画の策定・推進に関する指針等
（出所：国土交通省・国土計画審議会計画部会（2007）を基に著者作成）

基本的考え方	・ 広域ブロックごとの特色ある施策展開 ・ 広域地方計画協議会を通じた地域の関係主体の協働 ・ 北海道総合開発計画及び沖縄振興計画との連携
独自性のある広域地方計画の策定	策定に当たって必要な検討事項 ・ 地域の現状分析に基づく地域特性の把握 ・ 地域の発展に向けた独自の地域戦略の立案 ・ 重点的・選択的な資源投入
	地域戦略の立案に当たっての視点 ・ 国土上の自らの位置付けと東アジアでの独自性の発現 ・ 特性を踏まえた域内の各都市・地域の連携方策 ・ 全国共通の課題に対するブロック独自の対応策 ・ それぞれの広域ブロック固有の課題への取組

策定過程については、広域地方計画は「全国計画に示された方向性」をふまえて、広域地方計画協議会の議を経て策定されるとしており、特に「国土交通省及び関係する国の地方支分部局、地方公共団体、地元経済界等が適切な役割分担のもとに協働しながらビジョンづくりに取り組む」とされ、国は「広域地方計画の検討を通じて立案された地域戦略を推進する上で、全国的見地からの新たな対応が必要となった場合」において「適切に対応」するとしている。

1-2-2.　国土形成計画に関する様々な議論（主要書籍・雑誌レビュー）

それでは、求められる地方広域計画とはどのようなものであろうか。第 3 章において九州圏広域地方計画策定過程をレビューすることをふまえ、関連書籍・雑

[6] 第 3 部 広域地方計画の策定・推進

誌記事における広域地方計画策定のあり方に関する論点を整理する[7]。

特に国土形成計画において、ボトムアップ型の広域地方計画策定は全総時代と比べた大きな違いであり、期待点であると指摘されており（例えば、大西（2006））、特に広域地方計画策定協議会に関する議論をみると、国と地方のパートナーシップの場であるはずの広域地方協議会が自治体組織ではなく国の機関であるとの指摘もあるが（大橋（2006））、例えば、森地ら（2007）で家田仁氏は、国土計画のリアリティを増すためにも広域地方計画で検討し、それを基に全国計画がブラッシュ・アップされるべきであるとし、また、大西ら（2006）で木村実氏は計画提案制度等によって地方公共団体が計画策定の当事者になったことで、地方の実力が問われることや地方間での競争への期待を寄せている。その論調は様々であり、協議会が本格始動する中でさらなる議論を喚起しそうであるが、大西ら（2006）で山崎朗氏が指摘するように、地方にある程度の調整と意思決定の枠組みを与えないと単なる地方側の要望書になろう。

それではどのように計画が策定されるべきであろうか。

大西（2005）は広域計画の対象範囲に責任を持つ政府や代わる主体が存在しないことを問題視し、道州制もにらみつつ、広域政府が担うのに相応しい具体的な政府の役割に関する議論を深めてゆくこと、広域計画を作ろうという機運が都道府県間で起こってくること等に期待を寄せている。同様に、大西ら（2006）で戸田常一氏は、合意形成過程におけるリーダーシップの重要性とそのようなリーダーシップの下、部局横断的な調整や地域間の調整が重要であることを指摘し、特

[7] 前述の通り、国土形成計画に関しては様々な視点から提言がなされている。主要な議論として次のものがあげられる。

(1) 国土計画を中心に論じたもの：池邊（2007）、大西（2007）、原勲（2007）、馬場（2007）、森地（2007）、今野（2006）、中村隆司（2006）、中村英夫（2005）、原昭夫（2005）、保母（2005）、本間（2005）等

(2) 様々な視点から国土形成計画を論じたもの：人口減少の点から平（2006）、物流からは太田（2006）、浦尾（2005）、製造業からは吉沢（2005）、農山漁村からは池邊（2007）、小田切（2007）、生源寺（2007）、広田（2007）、小田切（2006）、生源寺（2006）、自立的地域からは澤井（2007）、宮本（2006）、地域金融からは松田（2006）、ITからは井出（2005）、防災からは春山（2007）、伊藤（2006）、北本（2005）、女性の参画から木全（2005）、環境からは青柳（2007）、糸長（2007）、古南（2005）、景観・ランドスケープからは横張ら（2007）、島田ら（2007）、松本（2006）、生産・消費からは三浦（2006）、地方財政からは原田（2006）、医療からは平井（2007）、造園学からは阿蘇（2007）、交通からは田村（2007）等

(3) 海外事例からの教訓をまとめたもの：欧州の事例から城所（2007）、片山（2006a）、片山（2006b）、アジアの事例から朴ら（2006）等

(4) 地方からの提言：（社）日本造園学会北海道支部（2007）（北海道）、河野（2005）（北海道深川市）、福田（2005）（青森県）、増田（2006）（岩手県）、加賀屋（2005）（山形県酒田市）、松田（2005）（山形県金山町）、井上ら（2007）や『地域開発』第508号各記事（以上、中部圏）、西尾（2006）（鳥取県出雲市）、中越（2005）（高知県椿原町）、中島（2006）、峯田（2005）（以上、福岡県福岡市）、松村（2005）（長崎県対馬市）、志喜屋（2005）（沖縄県恩納村）等。

に都道府県や市町村の横断的能力をポイントとしている。さらに、瀬田（2006）は、新しい国土・広域計画体系や広域計画の指針性・即地性に言及して国土・広域計画の可能性と課題を論じる中で、特に広域地方計画について、現行制度下では調整が難しく、総花的な計画となることを懸念しつつ、各地法整備局による積極的な調整の必要性を指摘し、将来的な道州制の導入による「州計画」への統合（州知事による決定）も視野に入れるべきとしている。

特に計画の実現可能性まで視野に入れると、林（2006）が指摘するように、地域づくりの受益者でもあり負担者でもある住民の意向を反映させることができるかが計画の実現可能性を決定する鍵であるとしている。後藤ら（2006）は実りある参加が実現するための条件として、「コミュニティレベルの様々な計画」→「生活交流圏計画」への編集→「広域地方計画」という流れへの変革、広域地方計画レベルとコミュニティレベルをつなぎ、必ずしも行政界にとらわれない「交流生活圏計画」の設定とコミュニティレベルの参加の充実等を提案している。

計画の実現可能性という点で、木村（2007）は、「広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律（広域的地域活性化法)」によって広域地方計画とのリンケージや広域地方計画協議会の関与が明記されたことをうけ、同法を活用した実効性の高い広域戦略の立案と実現を期待している。

合意形成をいかに図ってゆくかについては、大西ら（2006）で清水哲夫氏は清水哲夫氏は広域レベルで見て考えて意味のある課題を見つけて議論することの重要性を説く。また、森地ら（2007）で森地茂氏は地域のデータに基づいた地図上での具体的議論の必要性、例えば、中心都市と各レベルの都市、中山間地域を含めた地域の位置づけ、地域固有の課題に対する地域独自の解決策、各県レベルでの調整の重要性を指摘しており、大西ら（2006）で西浦定継氏もアメリカの仕組みの例をひきつつ、同様の点を指摘している。

1-2-3.　小括

全国計画策定過程における議論では、広域地方計画に関して、ブロックごとの特色ある施策を示すこと、その計画策定過程については広域地方計画協議会設立や国の地方支分部局、地方公共団体、地元経済界等の協働といった点を除き、その詳細までは議論されていない。換言すると、全国計画に示された枠組みの中で、広域地方計画には各地方の自由度が大きいとも解釈できよう。

国土形成計画については様々な議論があるが、特に、広域地方計画の策定については、リーダーシップと部局横断的調整・地域間の調整、議論に値する話題を地図ベースのような適切な方法での議論、さらには広域的地域活性化法等の新たな枠組みを活用することも視野に入れることが重要となろう。

1-3. 分析の枠組み

既存文献のレビュー、および日本における国土形成計画・広域地方計画の論点から、ケース・スタディの比較分析の枠組みを以下のように設定する。

グローバル化における地域のあり方という点で、環境の変化が先行的に表れているとみられる欧州のレビューから、グローバル化の中で、地域の競争力が重視される一方で、持続可能な発展という枠組みの中で、経済、社会、環境のバランスを空間的に調整する必要性が生じ、地域空間戦略が形成されてきたという変容のプロセスを構築することができる。

以上の仮説に基づき、欧州の事例対象国・地域と日本の事例対象地域について、まず広域地域レベルの取り組みの動きを実証的に分析し、日本においても同様の文脈の中で広域地方レベルの取り組みが生じているのかを確認する。

その上で、事例対象国・地域と日本の国土形成計画・広域地方計画を中心とした計画体系を、空間計画(spatial planning)の枠組みに当てはめて比較分析する。これまでのレビューにより、空間計画制度を評価する観点として、

分析の視点１：地域の自立的発展に向けた空間計画の役割

①地域空間に関わる関連戦略・政策の統合：土地利用計画と経済、社会、環境分野の戦略・政策の統合、公民セクターの政策の統合、政策とアクションとの統合。

②空間的枠組み・ビジョンの提示：資源の効率的配分、空間的分布などに焦点を当て、関連分野を空間的に統合した枠組みを提示しているか。

分析の視点２：地域ガバナンスと合意形成

③協働の枠組み：地域のガバナンスの強化、多様なアクターの結びつけ。ガバメントとノン・ガバメント（経済団体、社会団体、環境団体、市民セクター）の関わり方、関係主体の協議の場を形成しつつ、利害関係者の調整をはかり合意を形成するための制度的枠組み、リーダーシップの存在などインフォーマルな枠組みによる取り組みによる支援。

が設定できる。

2. イングランドにおける地域戦略とガバナンス－East Midlands の事例－

本節では、イングランドにおける地域計画制度を概観するとともに、事例として East Midlands を取り上げ、地域政府のない Region における統合的アプローチと、計画策定プロセスに関するケース・スタディを行う。

2-1. イングランドにおける地域計画制度の変容

2-1-1. イングランドの地域組織

イングランドでは中央政府と County Council との間に地域政府は存在しないが、政府の地方出先機関である Government Office for the Regions(GORs)の区域に従って 9 つの region に分けられる。各地域には、各省庁の出先機関を統合した GOR、経済開発を主に担う Regional Development Agency(RDA)、地域計画立案を行う Regional Assembly(RA)が設置されている（図表 2、図表 3)。

2-1-2. イングランドの空間計画体系

イングランドの計画制度は、1990 年都市農村計画法とそれ以降の改正法によって規定されているが、2004 年に関連法である計画・強制収用法が改正され、計画制度改革が行われている（図表 4)。

イングランドの計画制度は、地方自治体が、Development Plan に基づいて、個別開発行為を許可・不許可の決定により規制していく計画許可(planning permission)を中心としている。これに対して中央政府は、広域的観点から、計画方針文書（ガイダンス）による誘導を行う。そのために中央政府は、分野別政策方針である Planning Policy Guidances(PPGs)と、地域別方針である Regional Planning Guidances(RPGs)を策定してきた（中井・村木(1998))。

この基本的な制度の構造は、新しい制度でも大きな変更はないが、より広域計画の実効性を高める方向で改革が行われていると言える。

(1) 全国レベル：分野別指針 Planning Policy Statements

中央政府は、PPGs に替えて、分野別の文書 Planning Policy Statements(PPSs)を策定する。PPG は非法定かつ任意の政策文書であったが、PPS は非法定ではあるが自治体に対する配慮義務を強く打ち出した命令書である点が異なる。即地性は持たず、各分野について示された指針は、地域別戦略である Regional Spatial Strategy で地域に即して具体化されることになる。PPSs は策定が進められており、2008 年 2 月時点で 16 分野の PPS が発行されている[8]。

[8] CDLG のウェブサイトより。

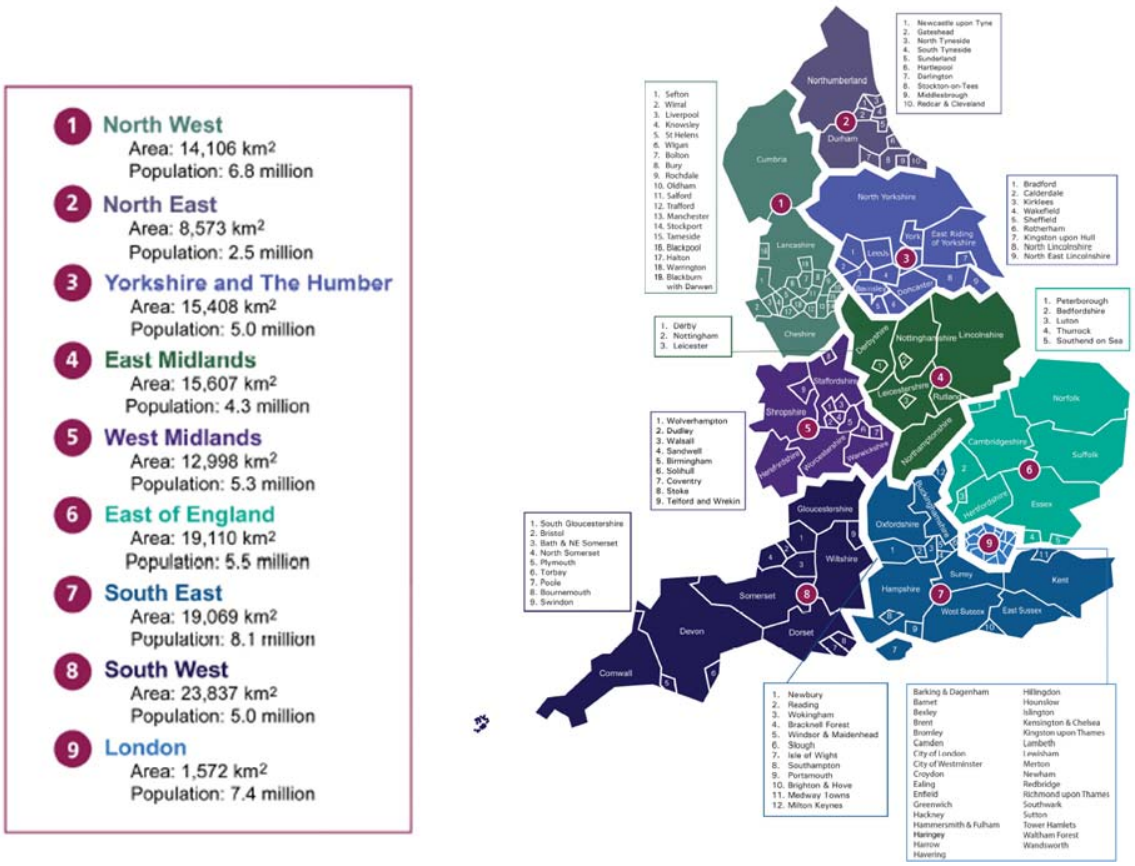

図表 2　イングランドの Region

（出所：Department Communities and Local Governments ウェブサイト）

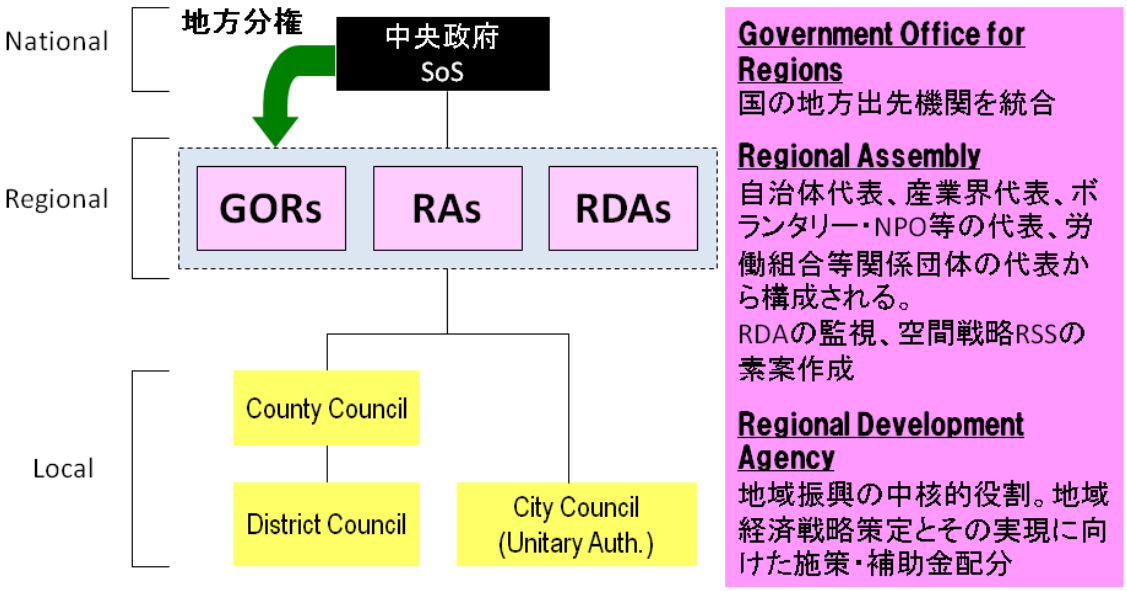

図表 3　イングランドの地域機関　（出所：各種資料より著者作成）

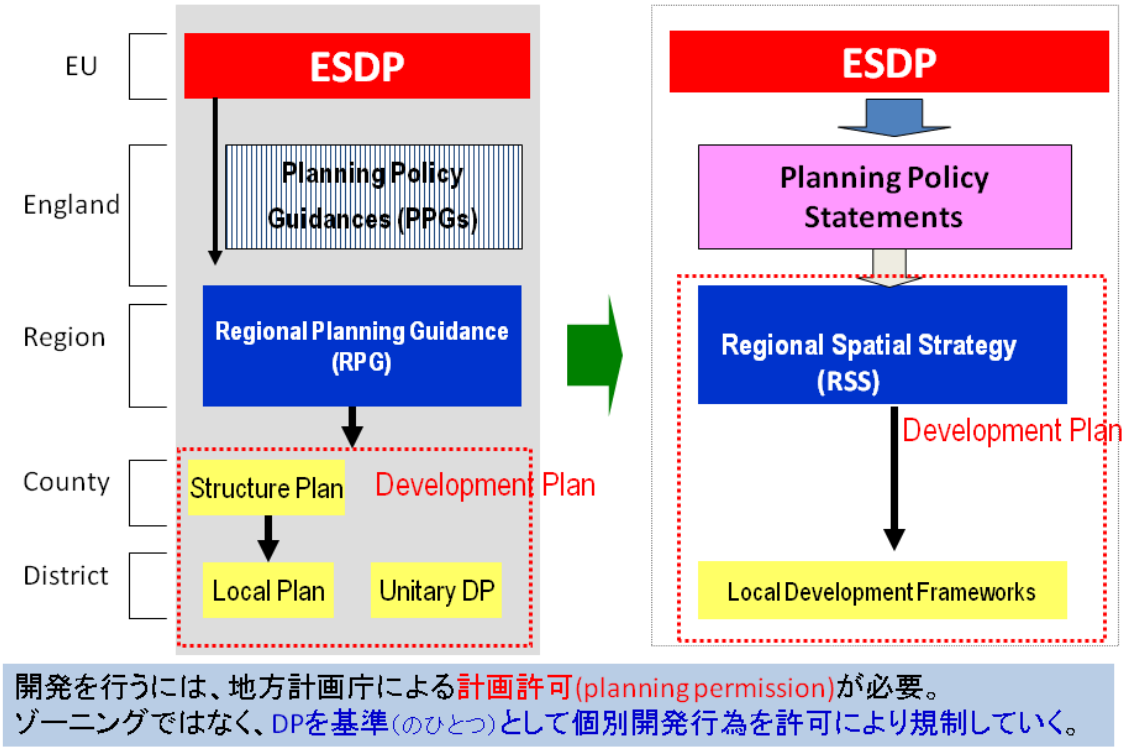

図表 4　イングランドの 2004 年計画制度改正（出所：各種資料より著者作成）

(2) 地域レベル：地域別空間戦略 Regional Spatial Strategies

中央政府は、前述の 8 地域について RPGs を策定してきたが、制度改革により、RPGs に替えて Regional Spatial Strategies(RSSs)を策定することとなった。これまで、RPGs は政府の指針であって、厳密には法的拘束力は持たない文書であった。しかし、制度改革では、地域（region）レベルの戦略の位置づけが高められることとなった。

Glasson and Marshall(2007)によれば、RPGs と RSSs との違いとして、以下の点が指摘されている。

・全体論的アプローチ：RSSs は伝統的土地利用・交通よりも広いテーマに渡る。例えば、保健衛生、教育、技術・訓練、犯罪、社会的包摂、気候変動などである。
・さらなる統合：地域および小地域(sub-regional)のプライオリティと計画間のより強い連携を含む。
・法的位置づけ：RPG はガイダンスだったが、RSS は法的文書である。
・さらなる関与：より広い関与、従前はプロセスに関与しなかった団体を含めることが強調される。

PPS11(ODPM(2004))によれば、以下の点が RSS の特徴として指摘できる。

・RSS の位置づけ：(法定 development Plan の一部として)法的根拠を与えられた。

個々の計画許可申請は、RSS に基づいて判断されなければならない。策定主体は大臣が指定する Regional Planning Body(RPB)が策定を行う。RPB の構成員の60%以上は地方自治体議会の議員などで占められることが条件となる。実際には、Regional Chamber（名称は Regional Assembly）が RPB として機能する。

・RSS の内容：地域交通戦略 Regional Transport Strategy (RTS)を含み、Local Development Documents (LDDs)、Local Transport Plans (LTPs)、土地利用に関わる regional/sub-regional strategies/programmes に対して空間的枠組み（地域の 15-20 年後の広範な発展戦略）を与えるものとされている。また、新規住宅供給の規模と分布、環境（農村、生物多様性）保全の優先順位、交通、インフラ、経済開発、農業、鉱業、水処理・廃棄物の課題に配慮すべきとされている。

・文書の構成：計画許可、LDDs/LTPs 等によって実現される戦略的開発コントロール政策を明確にすること、モニタリング可能な成果目標・指標を設定した implementation plan を一部または関連文書として示すこと、key diagram（地域の空間発展戦略を含む土地の開発・利用政策を図示したもので地図ベースは不可）を含めることとされている。

・RSS の役割：伝統的な土地利用計画を超えた空間計画として、土地の開発・利用に関わる政策を統合する。LDDs で扱うべき事項とは役割を区別し、原則として、おおまかな場所は示すが特定の土地には言及しない。

・他の計画との関係：他の地域レベルの関連戦略との整合を図る（特に Regional Economic Strategy)。

・sub-regional strategy:法および PPS11 では、RSS には必要に応じて、sub-region における課題および戦略についても含めることとされている。これは、カウンティ・レベルの SP は廃止され、広域都市圏計画の要素が RSS に含まれることとなったためであると思われる。

(3) ローカル・レベルの計画

二層の計画制度のうち、LP も廃止され、代わりに Local Development Framework(LDF)を策定することとなった。LDF では、計画策定の工程の指針を示した Local Development Scheme を策定した上で、Local Development Documents と総称される個別計画が作られる。

LDF は、RSS への適合が義務づけられ、広域的地域戦略と、個々の開発許可の判断基準がつながることになる。

(4) イングランドにおける計画制度変容

2004 年の制度改正によって、伝統的な土地利用計画を超えた空間計画として RSS

が導入されたが、このような動き自体は、RPG から RSS へという今回の制度導入以前からみられる。1990 年代の旧 RPG は土地利用計画に限定されたものであったが、1998 年の” Modernising Planning”において欧州の文脈や効果的な地域計画などを取り入れるべきとされ、こうした政府方針を受けて、PPG11 において RPGs の主要な目的がローカル・レベルの DPs、local transport plans の枠組みとなる地域空間戦略（regional spatial strategy）を提供することであるとされた（PPG11: para.1.03)。すなわち、「15～20 年間にわたる広範な地域開発戦略を提供するものであり、新規の住宅供給と、環境、交通、インフラ、経済開発、農業、鉱業、廃棄物処理のための優先度の規模と配分を明示する」ものであり、DPs で包含している項目のチェックリストでなく、空間戦略として、地域交通戦略と協調すること、RDA 戦略に対してより長期的な枠組みを提供するものとされている。

2004 年の制度改正による RSS は、この方向性を踏襲し強化したものとみることができる。イングランドの制度変容は、都市農村計画制度の根幹である計画許可のシステムは変わらないが、その根拠となる Development Plan が Structure Plan から RSS になることで、広域的視点、経済・社会情勢を土地利用計画に反映する形で変化が起きているとみることができよう。

2-1-3. RSS の策定状況と East Midlands 地域の位置づけ

法改正にともなって、各地域では既存の RPG もしくは RSS(既存の RPG をとりあえず RSS と位置づけ、改正された部分に関する見直し(revision)を行っている地域もある)を新制度に基づく RSS に改訂する作業を実施中である。図表 5 は、その状況をまとめたものであるが、地域によって進捗状況にはばらつきがあるものの、まだ RSS が最終決定された地域はなく、RSS の策定状況において地域間に大きな違いはないと言える。

一方、RPG の策定プロセスに関する TCPA の研究レポート(Baker, Roberts and Shaw (2003))によれば、特に RPB の素案作成段階において、関係者の参加の枠組みに地域による違いが見られる。RPG 策定プロセスでの関係者の協働では、様々な検討委員会を立ち上げている West Midlands の取り組みが有名であり、PPS11 でも事例として取り上げられている。

次に、各地域では、RSS および Regional Economic Strategy 等の地域戦略を統合する上位の枠組みである Integrated Regional Strategy を策定されていることが各地域の Regional Assembly のウェブ調査でわかった。これらは中央政府が示した白書に基づく統合戦略であるが、その策定時期については East Midlands が 2000 年と先行していた。中央政府のレポートである “Your Region, Your Choice”(DTLR(2002)や、TCPA の研究レポートでも、East Midlands は統合的アプローチの事例として評価を得ている。

統合的アプローチは、1.で整理したように、空間計画における重要な概念である。また、このような統合的な戦略の作成に当たっては、ガバメントセクターに留まらない広範な関係者の協議があると考えられ、地域ガバナンスの一事例としても有益な知見を得られることが期待される。

以上の理由により、ケース・スタディ地域として、East Midlandsを選定し、統合的アプローチの取組と、RSSの策定プロセスに関するスタディを行うこととする。

ケース・スタディを行うにあたっては、ウェブ上で得られる資料の分析のほか、現地インタビュー調査を行った。訪問先としては、地域の協働による広域戦略の策定という観点から、National-Regional-Local の各レベル、Public-Private の連携、経済－社会－環境－空間分野の連携が把握できるように検討し、以下の期間に現地インタビュー、電子メールによる補足インタビュー調査を実施した[9]。

2-2. East Midlandsにおける地域戦略とガバナンスの形成過程

2-2-1. East Midlandsにおける地域戦略

(1) Integrated Regional Strategy (IRS)

既に述べたように、East Midlands で策定されている Integrated Regional Strategy Framework は、統合的アプローチという点で興味深い。現在では、各地域で Regional Sustainable Development Framework が策定されているが、East Midlands における取り組みが先行し、それをモデルとして中央政府によって各地域に広がったものである (Glasson and Marshall(2007), p.103)。

East Midlandsでは、2000年12月に最初のIRSが策定され、2005年1月に改定版が策定された。策定主体はEast Midlands Regional Assemblyである。

IRSは図に示すように、それを構成する戦略同士の一貫性と統合を図るためのものであり、個々の戦略が単独で策定されるのではなく、より広い文脈の中で策定されることを保証する役割を持つとされる。構成戦略は、地域戦略の両輪であるRSSとRESを含め、社会、環境、経済、空間4分野の18戦略に及んでいる。個々の戦略は策定主体が異なる場合があるが、合意された地域のビジョンを提示し共

[9] インタビュー先は、Government Office for the East Midlands（中央政府の出先機関)、East Midlands Regional Assembly（自治体、経済・社会・環境団体の代表による評議会)、East Midlands Development Agency（地域経済開発を担当するエージェンシー)、Nottinghamshire County Council（広域地方自治体)、Mansfield District Council（基礎自治体)、Derbyshire and Nottinghamshire Chamber of Commerce（経済団体)、East Midlands Environment Agency（政府系環境団体)、Dr.Tim Marshall, Oxford Brookes University（地域計画・地域ガバナンスの専門家）であり、期間は2007年12月2日～9日である。

図表 5　RSS の策定状況　（出所：8 地域の GO、RA サイトより作成）

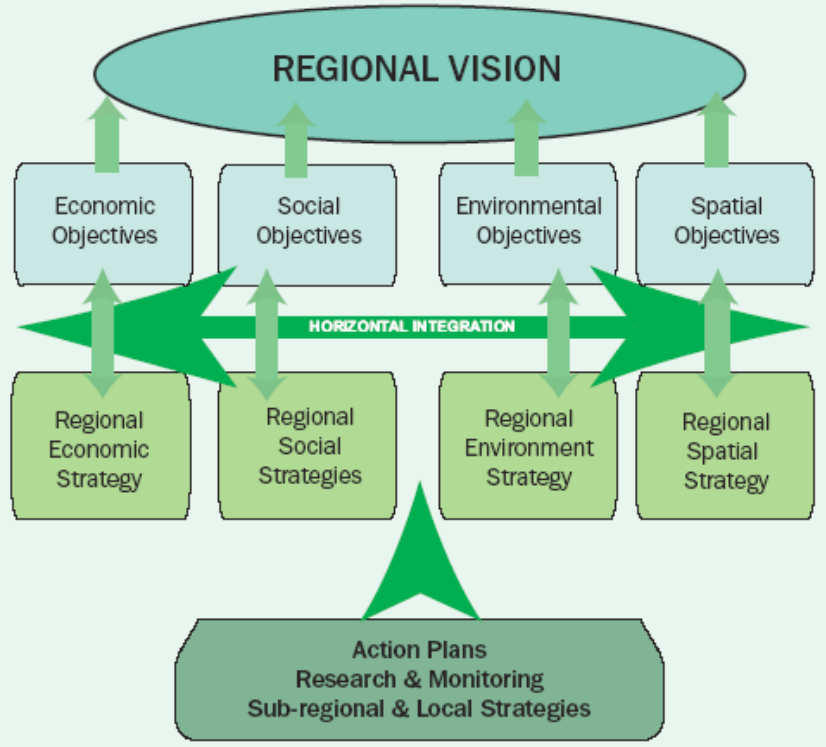

図表 6　IRS フレームワーク（出所：IRS(EMRA(2005)））

有することが意図されている。

文書は全部で 4 部から構成されている。第 1 部では、ビジョン・目標・プライオリティが示されている。ビジョンとして、活力ある経済、豊かな文化と環境の多様性により繁栄し、社会的不均衡を創造的に是正し資源を管理しより安全で包括的な社会に寄与するような、生活の質が高く持続的な地域を目指すことが謳われている。これに基づいて、テーマごとに持続的発展の目標（社会、環境、経済、空間に関して 17）が示され、地域の不均衡を縮小すること、自然環境を保全し拡張すること、持続的かつ健康なコミュニティを創造すること、経済活動と競争力を改善すること、自然資源をより効果的に利用し、気候変動への影響を減少させること、という 5 つのプライオリティが示されている。

第 2 部では、挑戦と統合的政策が示されており、欧州の文脈、英国レベルでの持続的発展政策における位置づけから地域の取り組みについて述べられている。特に、cross cutting challenges として、包摂と公平性、社会資本、人口変化、気候変動がテーマとして挙げられるとともに、他の取り組みとして、住宅、健康、文化、犯罪と安全、環境、エネルギー、廃棄物、経済、生涯学習と技術、空間と交通が取り上げられ、かつそれぞれの項目について interlinkages として他の分野との関連性が記述されていることが特徴的である。

第 3 部は統合的な運用・実施についてであり、国・地域・小地域・自治体レベ

ルでの政策との関係性が示されており、第4部では17の目標ごとに評価項目と指標が示されている。

2-2-2. East Midlandsにおける統合的アプローチとガバナンス

それでは、なぜEast Midlandsにおいては統合的アプローチが必要とされたのか？また、統合的アプローチは地域主体の協働が不可欠であるが、それがどのように形成されてきたのだろうか？

インタビュー調査より、交通、福祉、住宅等の分野で縦割りの弊害が生じたことが統合的アプローチ、Integrated Regional Strategyを必要とした要因のひとつであることが示唆された。RAの第1回の議事録をみると、別々に策定されていた戦略を統合することで、個々の戦略に付加価値をつけること、地域のアイデンティティを形成することに繋がること、都市・農村関係などの課題に対して協働によって取り組む必要性などがその効果として主張されていた。

一方、IRSの策定主体であるRAの経緯をみると、1990年代からInformalなForum(East Midlands Region Local Government Association: EMRLGA)ができていたが、地方自治体のみの参加であり、財政基盤を持たなかった。のちに経済・社会・環境団体が入ってRegional Assemblyとなり、財政支援を受けるようになったものである。RAの第1会会議では、EMRLGAよりIRSの策定が提議されている。

このようにEast Midlandsで協働の取り組みが構築されてきたもうひとつの背景としては、East Midlandsのもつ地域特性がある。East Midlandsには支配的な都市圏が存在せず、分散型の地域構造であるため、対等に協働する風土があったことがインタビュー調査から明らかとなっている。

2-3. 地域空間戦略の策定プロセス

前述のように、内容が統合的となったRSSは、多様な関係者の参画が求められるようになった。本節では、East MidlandsのRSSを対象に、各段階で、それぞれの主体がどのような役割を果たしていたか、どのような課題で利害が対立し、どのような場で調整していたか、といった視点から、策定プロセスの分析を行う。

2-3-1. East Midlandsにおける主要戦略と策定主体の関係

図表7は、地域計画の体系を、East Midlandsに即して示したものである。

2-3-2. East Midlands Regional Plan（素案）

2006年9月に公表されたRSSの素案は大きくPart1とPart2に分かれており、Part1は、Session1：Core Strategy、Session2：Spatial Strategy、Session3：Topic Based Priorities、から構成されている。Part2はSub-regional Strategy

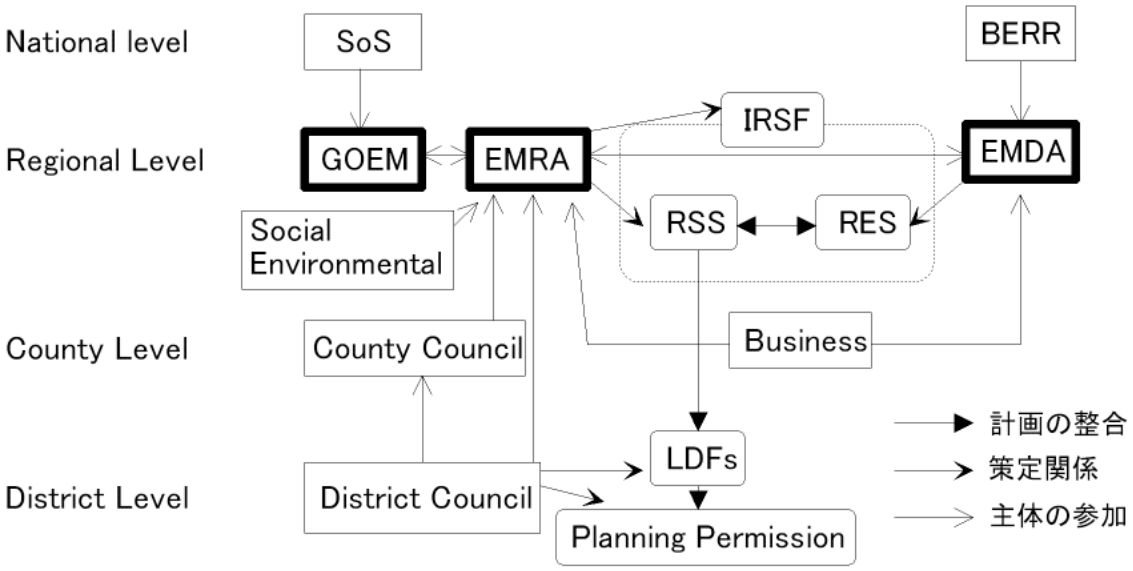

図表 7　East Midlands における戦略・計画間関係

（出所：インタビュー調査・現地入手資料等より作成）

である。

Session1 では、10 の主要目標が示されている：

a）社会的排除の縮小

b）都市・農村居住の環境の質を保護し拡張する

c）地域住民の健康を改善する

d）経済的繁栄、雇用機会、地域の競争力を向上させる

e）労働、居住、サービスへのアクセシビリティの改善

f）環境の保護と拡張

g）地域の生態的多様性の水準を段階的に変化させ向上させる

h）気候変動の要因を軽減する

i）気候変動の影響を軽減する

j）新規開発の環境的悪影響の最小化と社会的・環境的便益の最適化

RSS には空間に関わる活動は全て含まれるというスタンスであり、生活の質、経済発展だけでなく、環境保全、特に気候変動(climate change)に関心が置かれている。気候変動は大気環境とも関わり、交通政策、都市構造とも密接な連携が必要であることから理解できる。

続く Session2 では、都市地域、農村地域に加えて、政策的な小地域(sub-area)の空間発展の方針を示している。そこでは、小地域発展を牽引するため、機能を強化すべき都市が具体的に示されている。

Session3 では、East Midlands で 2001 年から 2026 年までに供給する住宅戸数

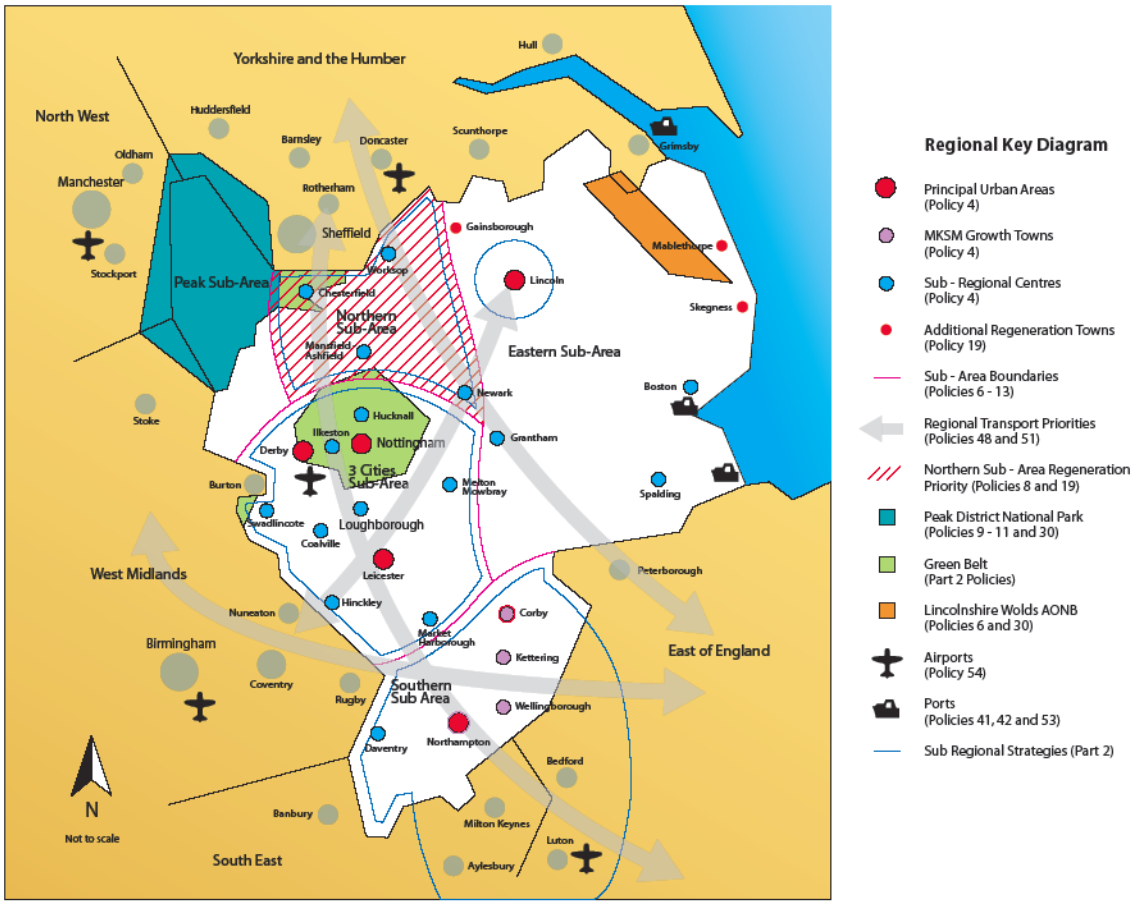

図表 8　RSS のキー・ダイアグラム（出所：Draft East Midlands Regional Plan）

が年間 20,418 戸とされ、これを District と Unitary Authority に配分して示している(policy14)。しかし住宅供給戸数は、長い計画策定期間中の状況の変化により変動しうる。中央政府の方針で住宅開発を進める方向にあるが、開発に反対する環境団体等もあるという。

図表 8 は、RSS 素案に示されているキー・ダイアグラムである。詳細性はないが、地域発展を考えるべき区域と、拠点的都市が示されている。

2-3-3.　RSS の策定プロセスにおける合意形成

(1) PPS11 による見直しのプロセス

まず、PPS11 で規定されているプロセスの枠組みを整理しておく。図表 9 は各段階の内容を大まかにまとめたものである。次に、このプロセスに沿って、East Midlands での策定プロセスをみる。

(2) East Midlands における関係者の参加と役割

RSS の策定のプロセスは大きく 3 段階に分かれると見ることができよう。すなわち、素案作成、公開審議(Examination in Public)、パネル・レポートが出たあと

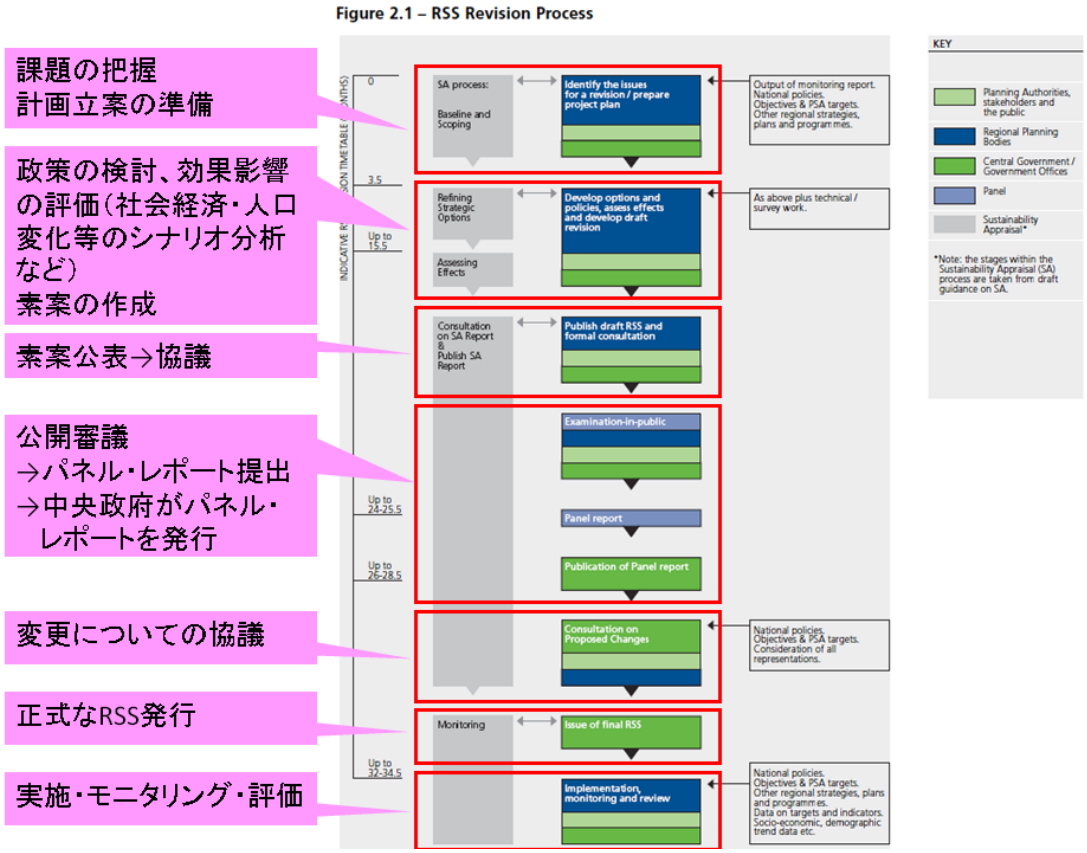

図表 9　RSS 見直しのプロセス（出所：PPS11 Figure2.1 に加筆して作成）

の修正段階である。公開審議とは、案に対して寄せられた意見から内容について重要もしくは意見が分かれていると考えられるような特定のテーマを選び、それについて関係者が会して行う公開の円卓会議であり、テーマ選定および円卓会議の進行は、地方計画組織の指名した専門有識者の座長によって行われ、最終的には座長が案の修正勧告書を作成する。

East Midlands では、2005 年 5 月に RSS が発行されたが、策定期間中に制度改正があったため、新しい制度および PPS に沿って、見直しを実施中である。2005 年 12 月に合同委員会を設置して素案の検討を行い、2006 年 9 月に合同委員会で Draft RSS が決定された。同年 9 月から 12 月まで公開協議を行い、2007 年 5 月から公開審議（EiP）がスタートした。その結果を受けたパネル・レポートが 2007 年 11 月下旬に発行されたところである。

①第 1 段階

Draft RSS の作成→公開協議(Public Consultation) →政府に素案提出という一連のプロセスである。

ここでは、RA が主導的な役割を果たす。EMRA は 111 の構成メンバーから成って

おり、うち 70 名は 46 の地方自治体から、35 名は社会・経済・環境団体等から参加している。また、プロパーを含む約 30 名のスタッフがいる。

RA に設置されている Regional, Housing, Planning & Transport Joint Board が協議の場となる。協議においては、専従のプランナーが中心となって最後は代表者からなる RA において政治的に決定される。

GOEM は East Midlands における政府地域事務所であり、この段階から WS などに参加している。また、RES を担当する EMDA と RMRA は、テクニカル・スタディを実施して調整を行っている。

一方、地方自治体は EMRA のメンバーとして意見を伝える。County レベルのスタッフは RA スタッフの仕事をサポートする。また、sub-regional strategy の検討を行うグループには関係する全ての地方自治体が参加している。

経済団体である Chamber of Commerce は形式上、Business Forum の構成メンバーとして RA に参加しており、Forum を通して意見を述べている。地域におけるプライオリティ付けに関わっているが、地方自治体と対立することもあり、リサーチを通して evidence-base で意見を述べている。また社会的責任を果たすために、環境団体との協議も行っている。

環境団体としては、エージェンシーとしての位置づけのもの、NGO としての団体など幾つかの組織が参加している。このうち Environment Agency は Strategy Group を設けて、EMRA、GORM、EMDA の３機関と協議を実施している。また他の環境団体と公式・非公式に協議を行い、環境団体としての意見の調整を行っている。

RA を中心とした協議では戦略のプライオリティをつけて調整が行われるが、最終的には、構成機関の代表によって構成される RA によって政治的に決定され、構成メンバーはその決定に対して責任を負う。

②第 2 段階

公開審議からパネル・レポートの提出までの段階である。

この段階では、パネルが専門家として EiP を主導し、レポートをまとめる。テーマに応じて、関係者が招待を受けて円卓会議に出席するが、EMRA、GOEM、EMDA は全ての会議に出席している。

Local authorities も参加するが、招待を受けた議題のみであり、authority の数に比して席数は少ない。特に広域計画であることから、District は招待されない傾向にある。

また Chamber of Commerce はサブ・エリアで意見を集約し、さらにカウンティレベルで広域的観点から集約して、招待を受けた議題について研究結果を踏まえた意見を提示する。

公開審議は、以下のスケジュールで行われた。

第 1 週　2007.05.22-05.25　RSS 素案の内容（背景・政策 1）
第 2 週　2007.05.29-06.01　住宅
第 3 週　2007.06.05-06.08　住宅・経済戦略
第 4 週　2007.06.19-06.22　観光、自然・文化資源、水管理、鉱物、廃棄物、エネルギー
第 5 週　2007.06.26-06.29　3 大都市（Nottingham 等）・小地域
第 6 週　2007.07.03-07.06　Lincolnshire 政策区域、小地域
第 7 週　2007.07.10-07.13　北部小地域ほか
第 8 週　2007.07.17-07.19　地域交通戦略、モニタリング・実施・評価

例えば、各都市の開発に関わる住宅供給配分(Matter4B)の場合（図表 10)、招待されたのは以下の組織である。これをみると、住宅供給は各地方自治体の開発戦略に関わるテーマであるにも関わらず、County・Unitary Authorities はわずか 1 席しか割り当てられていない。District、Borough Council も、1 カウンティにつき 1 席分の割り当てである。実際には、代表出席者以外にも、他の地方自治体からの参加者が傍聴しているという。

Participants Matter 4B

1	East Midlands Regional Assembly	2	Government Office for the East Midlands (1118)
3	National Housing & Planning Advice Unit	4	1 seat for all County/Unitary Authorities (including Peak District NPA) (hot seating will be required)
5	National Housing Federation (1139)	6-10	District/Borough Council (1 seat for each County totalling 5 seats overall - hot seating will be required)
11	Gotham Parish Council (344)/Barton in Fabis Parish Council (658) (Hot seating will be required)	12	(East Midlands Environmental Link (780)/Campaign to Protect Rural England EM (781)/EM Friends of the Earth (1281) (Hot seating will be required)
13	East Midlands Development Agency (1174)	14	Home Builders' Federation (1210)
15	East Midlands Rural Affairs Forum (327)	16	Various clients (538, 875, 1125) (Stoneleigh Planning)
17	Various clients (755-762, 847, 874) (Pegasus Planning Group)		

図表 10　EiP の参加者の例

（出所：Draft East Midland Regional Plan Examination in Public: Final List of Matters and Participants)

③第 3 段階

Draft の修正→大臣決定・発行の段階である。

この段階では、最終決定を国が行うことから、GO が主導的な役割を果たす。パネル・レポートを踏まえて GOEM が修正案を作成する。中央政府からは PPS による

指示が出ていることになっているが、住宅供給など国レベルの政策によっては、GO に指示がある可能性もある。

EMRA は修正案に対してフォーマルに意見を述べる形になるが、それ以外にも担当者間の協議が行われる予定である。

また、カウンティも公式には紙面で意見を述べる形となる。

④実施段階

実施段階では、EMRA がモニタリング・レポートを毎年発行し、Implementation Plan（分野別）と RSS とを繋ぐ役割を持つ。

また実現に向けて、商工会議所は中央政府側に対してロビー活動を行う。

2-3-3.　East Midlands における策定プロセスの特徴と課題

East Midlands における RSS 策定プロセスの特徴として､以下の点が指摘できる。

第一に、策定プロセス・合意形成の制度的枠組みである。PPS11 では、RSS の策定に関係者の参画を求めながら、各段階で主導的役割を果たす主体が明確に位置付けられている。特に素案段階では RA が主導的な役割を果たし、調整段階ではパネルが専門家として主導し、その後は国の出先機関が修正を行うというように、地域側、専門家、国側の役割の比重が変化している。このことは、協議を行いつつもリーダーシップをとるべき主体が明確にされている点で、協議と合意を進めやすい面があると思われる。

第二に、客観性のあるシステムである。East Midlands の場合、素案作成において関係者との協議を主導しているのは、RA プロパーのプランナーであり、専門家としての立場から、意思決定機関である評議会に対しての提案を行っている。また、EiP においてはパネルが専門家として円卓会議を主導する。このように、策定主体からは離れた専門家としての立場が利害対立から離れて客観性を保持するシステムが、合意形成に向けた仕組みのひとつと言えるのではないか。ただし、プロセスには 3 年近くをかけている点には留意すべきである。

第三に、インフォーマルなネットワークである。East Midlands の場合は、RA と RDA、GO など担当者の関係が良好であり、このことがフォーマルなプロセス（意見聴取など）とは別に合意形成に寄与していると考えられる。

第四に、広域連携の拡大である。広域計画の策定の過程で、地方自治体にとっても、近隣の都市よりも、周辺の都市圏、隣接地域との連携が意識されるようになり、Milton Keynes の sub-regional strategy は 3 地域の共同策定である。特に East Midlands は地理的にイングランドの中心部にあり交流の結節点であったことから、他地域との連携を主導している面がある。

一方、現地調査において、以下の課題が指摘された。

・テーマと関係主体が増えたことで、調整には時間がかかるようになった。
・特に住宅供給戸数(RSS で提示する)や交通分野での対立が多い。経済開発と環境保全との間でも対立があるが､経済団体側はCSR を意識した活動を行っている。
・RSS 策定における地域側の調整の意思決定は RA が行っているが、財源やスタッフが少ない課題がある。中央政府が経済を重視しているため、スタッフも財源もある RDA が主導的役割を果たすことが検討されている（後述)。
・Structure Plan がなくなったことで、RSS と LDFs が直結し、ディストリクトの調整が必要となるが、逆により広域の計画となったことで参加は難しくなった。特にカウンティ・レベルの制度への不満、ローカル・レベルと広域地方レベルとの空間的スケールのギャップといった問題点が示唆された。

2-3-4.　IRS の有効性

IRS は、1.における統合的アプローチ実現の方法の中で、公式な計画プロセスによる方法に分類される。すなわち、個々の戦略を策定する関係主体が参画し合意した共有ビジョンを枠組みとして、戦略間の整合性を図る仕組みである。

East Midlands では、IRS が RES や RSS の整合性を図る上で有効に機能しているのであろうか？RDA の策定する RES と、RA の策定する RSS は、経済開発を優先したい前者と、空間計画の観点から土地利用・保全を考える後者との間で対立することがある。しかし East Midlands のインタビューでは、RDA と RA との関係は良好であることが示唆されている。

2-4.　イングランドの計画制度改革

2007 年 7 月に財務省(HM Treasury)によって公表された“Review of sub-national economic development regeneration”の中で、さらなる地域計画制度改革が提案されている。それによれば、RSS と RDA は Single Regional Strategy(SRS)として統合し、RDA が地方自治体や他の関係主体との協働により案を策定する。SRS の空間戦略に関わる部分は CDLG 大臣が、地域経済戦略に関わる部分は BERR 大臣が最終決定を行う。RA はこれまでの形では存続しないものと考えられている。

この制度改革は、RDA と RA の役割が異なるために、RES と RSS が一致しない問題が指摘されている。RDA の役割が高まること、経済発展と住宅供給に主眼が置かれていることから、地域経済成長の観点からの改革の要請とみることができよう。元財務大臣のブラウン氏が首相となったことで、議論が加速しているようである。

このような制度改正は RDA に一元化されることで、統合的な戦略の形成と実現が図られる可能性とともに、経済・社会・環境のバランスが崩れる危険性もはらむ。2010 年を目途に制度が改正されると言われているが、利害関係者との協働を確保する制度的枠組みの確立が重要であると考えられる。

3. 日本の広域地方レベルの地域戦略とガバナンス－九州地方の事例－

地理的にもまとまりやすい九州地方では、九州地方全体をカバーするレベル（Regional レベル）や県や市町村を越えた地域レベル（Sub-regional レベル）で興味深い広域的取り組みがみられる。果たして、このような取り組みの下で広域地方計画はどのような役割を担いうるのであろうか。本章では、まず、九州地方でみられる代表的な広域的取り組みの体制とその必要性を概観した上で、広域地方計画策定過程をレビューし、1-2 で議論した論点に沿って、(1)リーダーシップ、(2)部局横断的・地域間の調整、(3)空間ベースの議論、(4)諸制度の活用の 4 点から議論する[10]。

3-1. 九州地方における広域的取り組みの体制とその必要性

3-1-1. 九州レベルでの広域的取り組み

九州レベルでの広域的取り組みとして、全国組織の支部でもあり九州レベルの広域的組織でもある九州地方知事会や九州市長会、九州経済連合会等があげられるが、これらは支部としての活動にとどまらず、九州全体を視野に入れた独自の活動を展開している。さらに、近年、行政と経済界との連携による「九州地域戦略会議」による取り組みは特筆に価するものであろう（図表 11)。

(1) 全国的な枠組みの下での広域的取り組み

九州地方知事会や九州市長会、九州経済連合会は、各全国団体の支部でもあり九州レベルでの広域的団体でもある。いずれも支部活動だけでなく、九州レベルを視野に入れた活動を展開している。

① 九州地方知事会

1947 年に設立された[11]九州地方知事会は九州 7 県と沖縄県[12]、山口県[13]の知事によって構成される。知事会は当初、国への要望をまとめる要請調整機関であったが、三位一体の改革を受けた地方分権化の流れの中で、地方の行政能力や政策能力、

[10] 本章の内容はインタビューと関連資料による。インタビューは九州地方整備局、九州地方知事会、九州市長会、福岡県、福岡市、北九州市、九州経済連合会に対して行った。実施機関は 2008 年 1 月 28 日～30 日である。

[11] 設立当初は「九州地方県協議会」。1951 年 1 月、「九州地方知事会」に改称。

[12] 沖縄県は 1970 年 6 月に琉球政府としてオブザーバー参加し、1972 年の沖縄返還に伴い正式メンバーとなった。

[13] 山口県は、九州地方県協議会が設立された当時はオブザーバーとして参加し、知事会に改称した時に正式参加した。1995 年には当時の行政改革の流れの中で脱会したが、2001 年 10 月、「高速道路の整備で、九州との交流のウェートが高まり、第二関門海峡、下関・北浦海域沖合い人工島建設など九州各県と協働で取り組んでいく問題がある」との理由から再加入した。

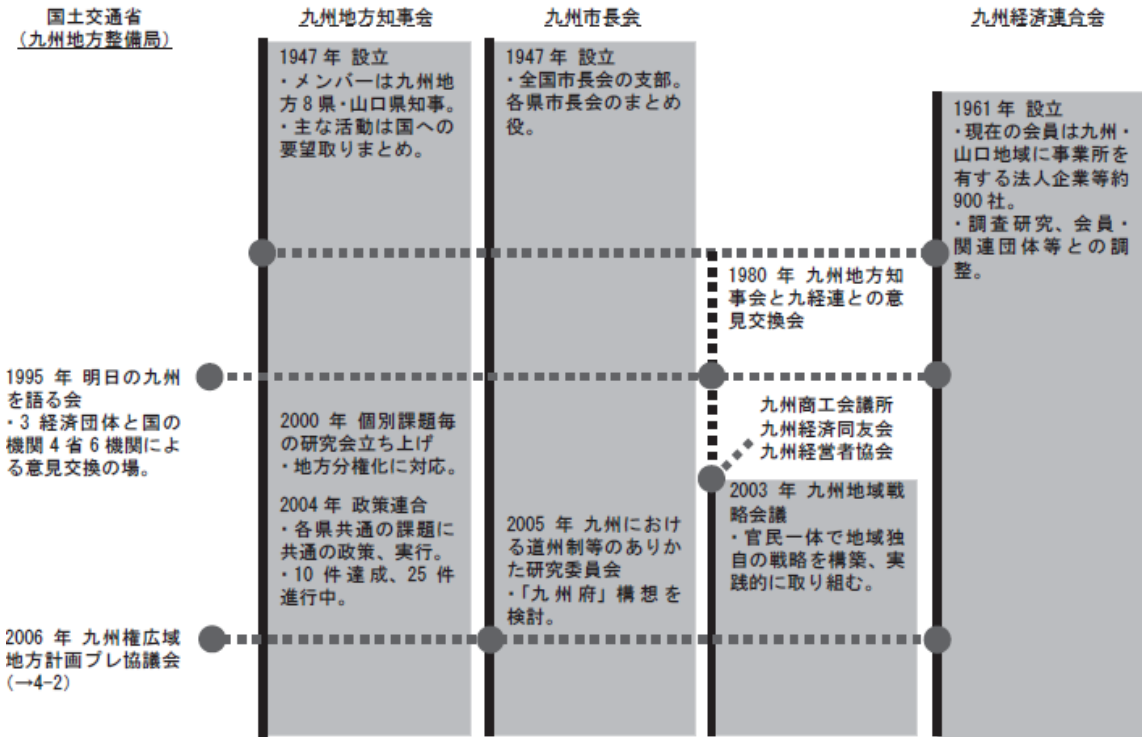

図表 11　九州レベルでの広域的取り組み
（出所：各種資料及びインタビュー内容をもとに筆者作成）

政策調整能力を高めることを目的として、九州及び山口地方の課題について個別課題ごとに研究会を設置して議論することとなった。「道州制等都道府県の在り方を考える研究会」をはじめとして 4 つの研究会が立ち上がっており[14]、現在の活動はこうした研究会活動に移っている[15]。

特に道州制等都道府県の在り方を考える研究会では、各県共通の課題について共通の政策を作り上げ、実行してゆくための「政策連合」による取り組みが始まっている（2004 年 10 月～）。これまでに 10 件の政策連合が目的を達し[16]、現在取り組まれているものは 25 件である[17]。これまでは連携できる項目について連携す

[14] この他、「地方税制調査研究会」（2000 年 6 月～）、「育児費用の社会的支援等に関する研究会」（2003 年 10 月～）、「食の安全安心行政に関する研究会」（2004 年 5 月～）がある。
[15] もちろん、望調整は現在も行われている。毎年 6 月と 10 月の定例会において各県から国への要望がまとめられる。
[16] 産業廃棄物税の一斉導入、森林保全に関する税の導入、育児費用の社会的支援、食の安全・安心に係る連携、感染症に対する広域連携、防災対策の連携、林業公社等研究会、健康危機管理体制整備の連携、職員の人事交流、県立病院の連携
[17] 工業系公設試験研究機関の連携、農業系公設試験研究機関の連携、農業大学校の連携、水産高校実習船の連携、中心市街地再生に係る広域的連携、若年者就業支援、輸出の促進、武力攻撃災害時の避難体制の整備、インターンシップ推進による産業人材の育成、博物館、資料館、美術館など教育文化施設の連携、酸性雨観測体制の整備、有明海・八代海の再生に向けた連携強化、森林の保全・活用推進、申請・届出等各種様式の統一化、九州近代化

る姿勢で進められているが、政策連合の取り組みを拡大する方向で動いている[18]。連携上の課題について知事会は、「個別の案件では各県の地域性の問題から強調した取り組みができないものもあるが、「九州はひとつ」という意識もあり、特段の課題もない」との見解を示している。

② 九州市長会

九州市長会は全国市長会の支部、九州各県の市長会の上部組織にあたる[19]。市長会は各市に共通の要望等をまとめる要望団体的な性格であったが、いわゆる「平成の大合併」の次の課題として道州制があげられ、当時の九州市長会長であった伊藤一長長崎市長の提案により、2005 年 10 月、「九州における道州制等のあり方研究委員会」を設立し[20]、10 年後の実現を目標に「九州府」構想に向けた検討を行った。報告書「「九州府」構想 報告書～10 年をめどに道州制実現を目指す～」をまとめた後、同委員会は 2007 年 10 月より「九州府構想推進検討委員会」として発展し、2008 年からは税制のあり方が議題にあがっている。

③ 九州経済連合会

九州経済連合会は、1961 年 4 月、地域経済の浮揚と経済界一体化を目指して誕生した。メンバーは九州・山口地域に事業所を有する法人企業等で、現在およそ 900 社が加盟している。地域経済に関する調査・研究を行う他、会員や行政、関連諸団体との意見調整や要望活動等を行っている。

(2) 新たな枠組みによる連携事例：九州地域戦略会議

九州レベルの広域的活動のうち、行政と経済界との連携による「九州地域戦略会議」は特筆に価しよう。

九州地域戦略会議は、「九州はひとつ」の理念の下、地域の自立的かつ一体的発展に向けて官民一体で具体的な施策を検討し、実践的に取り組む[21]ことを目的とした活動で、2002 年、定期的な「九州地方知事会と九州経済連合会との意見交換会」[22]において、官民一体での地域独自の戦略とその実践の必要性を九州経済連合会が

産業遺産の保存・活用、ゴミ減量化に向けた啓発活動の実施、身障者用駐車場利用証認証制度、自動車産業の振興、消費生活の安全安心ネットワーク整備、九州各県での救急医療体制の整備、有害大気汚染物質観測及び緊急時対策の体制整備、地球環境温暖化対策の連携、教職員の人事交流、広域回遊魚の放流事業、上海万博への参加に向けた取組

[18] 毎年、新たな政策連合が提案されるが、その数は多いときには 15～16 項目に上る。

[19] 年 2 回の定例会（5 月、10 月）には九州地方の全 117 市長が参加し、各県市長会で調整された議案の最終意思決定を行い、全国市長会（6 月、12 月）に向けてそれらをまとめる。

[20] このような委員会ができるのは市長会設立依頼はじめてのことであった。

[21] 九州地域戦略会議における「実践的に取り組む」とは、行政と経済界それぞれがスタッフと資金を出すことを意味している。

[22] 意見交換会は 1980 年より行われていたが、発言メモによる各県のアピールに留まっていた。

図表 12　九州地域戦略会議の主要活動実績
（出所：九州戦略会議ウェブページ及びインタビュー内容をもとに筆者作成）

1	九州観光推進機構	2004 年 1 月　戦略会議の下に「九州観光戦略委員会」設置 ・ 九州一体となった観光戦略とその推進母体となる機構の枠組みを検討するねらい。 10 月　同委員会が戦略会議にて「九州観光戦略」を報告、承認 2005 年 4 月　九州 7 県と経済界によって「九州観光推進機構」設立 ・ 年間予算 5 億円、スタッフ 23 名（各県、全日空や JTB 等の観光県連企業から） ・ テーマ型観光ルートの開発、三大都市圏・中国・韓国・台湾等での観光 PR・誘致事業を実施。 2007 年 10 月　同機構が戦略会議に「第 2 次九州観光戦略」を報告、承認 ・2006 年度以降 3 ヵ年の延長措置を決定。
2	夏季セミナー	・ 九州の産官学のリーダー（産：経済四団体や社長・会長クラス、官：各県知事、学：九州内全国公立大学学長）により、九州の発展戦略を議論し、共有する目的。2004 年度からから毎夏実施。
3	道州制検討委員会	・ 夏季セミナーでの議論から生まれる。 2005 年 12 月　戦略会議の下に「道州制検討委員会」設立 ・ 九州市長会もゲスト委員として参加。 2006 年 10 月　同委員会が戦略会議にて「道州制に関する答申」を報告、道州制の必要性が認識され、具体的検討を開始 2007 年 5 月　戦略会議の下に「第 2 次道州制検討委員会」設立 ・ 国と地方の役割分担や税財源委譲等の制度設計も議論。2 年で「九州モデル」をまとめる方向。
4	社会資本整備	2004 年 7 月　戦略会議の下に「循環型高速交通体系整備検討委員会」設立 ・ 九州内に循環型高速道路が整備された場合の経済効果を分析 2005 年 7 月　同委員会が戦略会議に「九州における循環型高速道路ネットワークの整備効果」を報告、承認

提案し、知事会が了承する形で始まった[23]。その後1年をかけて枠組みが検討され、九州 7 県・沖縄県・山口県の各知事と九州経済連合会会長・副会長の他、九州商工会議所連合会会長[24]や九州経済同友会代表委員[25]をメンバーに加え[26]、国の出先機関[27]や政令指定都市[28]を加えない形で、2003 年 10 月、九州地域戦略会議が設立された[29]。設立以降、年 2 回（夏と秋）の総会の他、九州観光推進機構や夏季セミナ

[23] この背景には前述したような地方分権化の流れへの危機感がある。また、麻生福岡県知事と鎌田九経連会長のリーダーシップが大きいという声もある。
[24] 九州経済連合会会員は主に大企業であるが、商工会議所は中小企業が主に会員であるという理由による。
[25] 発言力の大きさを考えてメンバーに加えた。
[26] 九州経営者協会は 2005 年度より参加した。同協会は、労使関係に留まらず、産業政策や地域政策の議論も行っていた。
[27] 地域独自の戦略決定に主眼を置くため。
[28] 人数が増えすぎるため。
[29] 意見交換会は発展的に解消された。

一、道州制検討委員会、社会資本整備等の活動において実績をあげており（図表12)、九州一体での官民連携が必要な取り組みで、かつ、連携できるものから始めるという姿勢で活動が行われている。したがって、これまで利害対立が生じるような提案は出ていないとのことである[30]。

3-2-2.　北部九州における地域レベルの広域連携事例

北部九州地域では、県や市町村を越えた地域レベルでの広域的取り組みとして、福岡市と北九州市による「福北連携」、北九州市と下関市による「関門連携」、福岡県の福岡、久留米、小郡各市と佐賀県の鳥栖市、基山町による「グランドクロス広域連携協議会」等がある（図表 13)。

図表 13　北部九州地域における広域連携事例
（出所：各種資料及びインタビュー内容をもとに筆者作成）

	福北連携	関門連携	グランドクロス 広域連携協議会
体制	福岡市、北九州市（福岡県）	北九州市（福岡県）、下関市（山口県）	福岡市、久留米市、小郡市（福岡県）、鳥栖市、基山町（佐賀県）
目的	アジアを視野に入れた広域国際交流拠点の形成、行政サービス効率化による市民生活の向上をねらう。	市民交流、経済活動、教育文化活動、交通環境、行政の連携（「関門の 5 連携」）を進める。	交通・物流の結節点としての機能を活かし、活力あるグランドクロス交流圏の形成と総合的な経済発展を目指す。
これまでの動き	1999 年 5 月の第 1 回両市長会談にて連携確認、同年 11 月「福北連携の理念」。以降、2007 年 8 月までに両市長の定期的会談（年 2 回程度)、事務レベルの調整、多数の事業実施。現在、新たな展開を模索中。	1987 年 5 月に第 1 回両市長会談。1980 年代中頃から両市の動きが活発化。2007 年、関門連携共同宣言「関門の 5 連携」に調印、官民トップクラスによる「関門の未来を考える研究会」を設置。	1989 年、久留米市、小郡市、鳥栖市、基山町によって「クロスロード協議会」設立。福岡市が加わり、「グランドクロス広域連携協議会」に（2006 年)。2008 年 1 月、各市長・町長も参加する企業誘致セミナーを開催。
主な活動	福北都市問題研究会、東アジア経済交流推進機構、都市経営の発展方策等調査・研究会、観光振興事業等 19 事業以上。	関門景観協定締結、市立施設の高齢者相互利用、東アジア経済交流推進機構設立、こども文化パスポート事業等。	アジアを見据えた物流や企業誘致の他、健康福祉、観光等における連携事業を検討中。

(1) 福北連携

福岡市と北九州市による福北連携はアジアを視野に入れた連携と市民生活向上とを 2 大テーマとした連携事例である。1999 年 5 月より定期的な両市長会談の場

[30] 九州戦略会議での議論は原則として自由討論で事前協議は行われておらず、議決は全会一致によって行われる。

を持つことが確認され、同年 11 月、両市は「福北連携の理念」を発表した。それ以降は必要時に関係部局間での調整の場が持たれる程度であったが、2000 年頃から活動が活発化し、現在までに 20 近くの事業が実施されている。両市長が交代した 2007 年 8 月の会談では、連携の理念を見直すこと、道州制に対する政令市としての対応を考えるべく、分権型社会にふさわしい大都市制度のあり方の研究を立ち上げること等が確認され、新たな展開を模索している。

(2) 関門連携

関門海峡を挟んで現在 1 日あたり 1 万人の交流がある北九州市と下関市との間で、定期的な両市長会談の場が持たれ始めたのは 1987 年のことである。その活動は 2000 年頃から徐々に活発化し、関門景観協定締結（1998 年）[31]、市立施設の高齢者相互利用開始（2003 年）[32]、東アジア経済交流推進機構設立（2004 年）[33]、こども文化パスポート事業（2005 年）[34]をはじめとする実質的な動きがみられるようになった。2007 年の第 10 回両市長会談では、関門連携共同宣言「関門の 5 連携」として、市民交流、経済活動、教育文化活動、交通環境、行政の連携を進めることが確認されたほか、両市長、両市商工会議所会頭、九経連・中国経連副会長、両私立大学学長をメンバーとする「関門地域の未来を考える研究会」が設立され、関門地域の交流・連携の歴史や実績、潜在力、道州制及び地方分権の動向をふまえ、関門海峡を共有の財産とする両地域の未来を俯瞰することをねらって活動を開始している[35]。

(3) グランドクロス広域連携協議会

広い平地に恵まれ、鉄道と高速道路の結節点にあたる久留米市、小郡市（福岡県）、鳥栖市、基山町（佐賀市）と福岡市の 4 市 1 町によるグランドクロス広域連携協議会（2006 年～）は、その交通・物流の結節点機能を活用すべく、物流や企業誘致に力を入れた連携を行っている。2008 年 1 月には各市長・町長らも参加して東京で企業誘致セミナーを開催した。

---

[31] 同協定は 2001 年に「関門景観条例」の名で、両市で同一の条例として施行された。2004 年 7 月には両市にまたがるエリアを「関門景観形成地区」に指定し、景観誘導のための「関門景観形成指針」を定め、2004 年 8 月より届出制度を開始した。

[32] 65 歳以上の高齢者が市立の教養文化施設等を無料もしくは割引で相互利用できる。

[33] 日中韓の 10 都市の行政・経済界が参加。両市が事務局として運営にあたる。

[34] 小・中・特別支援学校の児童生徒や幼稚園・保育所等の幼児らを対象として、夏休み期間の文化施設等の無料パスポートを発行している。2007 年度より山口県長門市にも拡大している。

[35] 第 1 回研究会が 2007 年 12 月 18 日に開催され、以降年間 2 年間の会合が予定されている。研究会はトップクラスの会合となるため、詳細を検討する事務レベルでの協議がより頻繁に行われる。

3-2.　九州圏広域地方計画策定過程における合意形成

九州レベルでは、既に 3-1.で述べたような広域的取り組みがあり、広域地方計画はそのような広域的取り組みの中でどのような役割を担いうるだろうか。次に、九州圏広域地方計画策定過程において、こうした広域的取り組みはどのような関係を有しているかをレビューする。

3-2-1.　九州圏広域地方計画策定過程

当初の広域地方計画の策定スケジュールには、2007 年中頃に全国計画が閣議決定された後に、広域地方計画協議会が設置され、2008 年中頃までに広域地方計画が策定されるとされてきたが、2008 年 2 月になって全国計画が国土審議会の了承を得る等スケジュールが遅れている。現在、全国計画の閣議決定は 2007 年度中、広域地方計画は 2008 年度中とされている[36]。したがって、各地方では広域地方計画協議会を設置できないまま、「プレ協議会」等による事前協議の段階にある。

(1) 計画策定体制とスケジュール

九州地方では、九州地方整備局九州圏広域地方計画推進室を事務局として[37]、部長クラスによる幹事会「プレ協議会」と課長クラスによる実務者会議「プレ幹事会」、学識者懇談会、3 つの検討小委員会[38]によって進められている（図表 15)。現在、策定の中心的役割を担っている「プレ協議会」のメンバーは、国土形成計画法施行令に示された国の地方行政機関と九州 7 県、政令指定都市（福岡県、北九州市）に加えて、追加メンバーとして大阪航空局、九州市長会、九州地区町村会長会、山口県と沖縄県[39]、九州経済連合会、九州商工会議所連合会[40]である（図表 14)。

このような体制の下、全国計画の中間とりまとめが国土審議会に諮られた直後の 2006 年 11 月から計画策定が始まった(第 1 回九州圏広域地方計画プレ協議会)。計画は「キックオフレポート」を計画原案として策定されている。それ以前からの「プレ協議会準備会」において既に 442 の論点が示され、さらに 16 に絞られた上で、第 1 回プレ協議会でそれらが 3 つにまとめられた。これらの論点はそれぞ

---

[36] 国土交通省・インターネットでつくる国土計画ウェブページ

[37] 推進室のスタッフ 25 名中、専任は 5 名（いずれも「専従」)。そのうち、策定開始当初からのスタッフは 1 名。

[38] 生活の安全と豊かな環境を目指す検討小委員会、自立的発展を目指す検討小委員会、活力ある経済社会を目指す検討小委員会

[39] 両県は推進室が参加を紹介したところメンバーになることを希望した。その他の隣接する地方自治体については、「どこまで声掛けすればよいのかが難しい」との理由から照会はしていない。

[40] 経済四団体のうち、九州経済同友会と九州経営者協会は個人の集まりであるという理由からメンバーに加えなかった。

図表 14　九州圏広域地方プレ協議会メンバー
（出所：国土交通省九州地方整備局資料「九州圏広域地方計画プレ協議会における検討体制」及びインタビューをもとに筆者作成）

		国の地方行政機関	地方自治体	その他
正式メンバー	政令*1 に示されたメンバー	九州管区警察局、九州総合通信局、九州財務局、福岡財務支局*3、九州厚生局、九州農政局、九州森林管理局、九州経済産業局、九州地方整備局、九州運輸局、第七管区海上保安本部、第十管区海上保安本部	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県 北九州市、福岡市	
	追加メンバー*2	大阪航空局	九州市長会、九州地区町村会長会 山口県、沖縄県	九州経済連合会、九州商工会議所連合会
傍聴のみ			愛媛県 熊本市、下関市	

*1 国土形成計画法施行令第 2 条
*2 国土形成計画法第 10 条第 2 項
*3 九州財務局とは実質的に管轄エリアが異なるという理由でメンバー。本協議会ではメンバーから外れる予定。

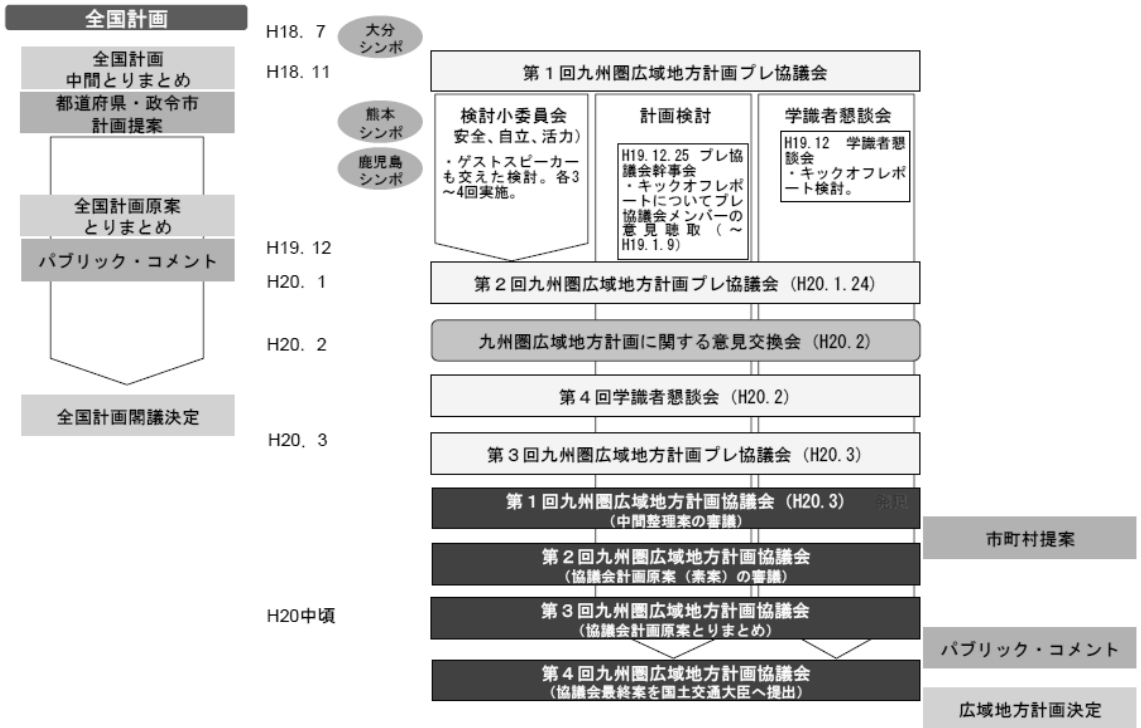

図表 15　九州圏広域地方計画策定スケジュール（2008 年 2 月以降は予定）
（出所：国土交通省九州地方整備局資料「九州圏広域地方計画策定スケジュール（案）」を一部修正）

れ学識経験者らによって構成される小委員会として、ゲストスピーカーを交えつつ、2007 年 3 月～12 月の間に 3～4 回開催された会合の中で検討された。検討された論点とプレ協議会での議論をふまえ、2008 年 12 月、計画原案となる「キックオフレポート」の原案がまとめられ、プレ協議会メンバーに対する意見照会が行われた（同 12 月 25 日～2008 年 1 月 9 日)。メンバーからの意見を受けて 1 月に開催されたプレ協議会ではキックオフレポートの最終とりまとめ段階に入った（図表 15)。

(2) 策定過程における諸課題

① リーダーシップ

今のところ、事務局である九州地方整備局（九州圏広域地方計画推進室）が中心となって計画策定が進んでいるといえる。確かに、キックオフレポートの素案を作成してはいるが、実際には調整役を担っているのみで、リーダーシップとまではいえない状況にあるものと思われる。実際、計画策定過程をみると、学識経験者らによる検討小委員会での議論をプレ協議会で諮ることがこれまでの主要な内容であり、計画の内容については学識経験者が音頭を取っている側面が強いようだ[41]。しかしながら、3-1. でみたような広域的取り組みの事例を考えると、各県知事の参加する協議会になると状況が変わるかもしれない。

② 部局横断的・地域間の調整

現在、実質的な部局横断的な調整といえるのは、各県においてキックオフレポート原案に対する意見聴取が行われた時のみであるといえる。

福岡県では、プレ協議会に参加した企画振興部企画調整課が県内での調整役となり、2007 年 10 月より関係部局による連絡会議が立ち上げた。プレ協議会での動きがあるたびに会合が開かれるほか、電子メールベースでのやり取りも行われている。キックオフレポート原案に対する意見聴取の際には、関係部局に投げ、そこから担当へ意見聴取が行われた。県警や教育委員会に対しても意見聴取が行われた。市町村[42]や経済関連団体[43]、NPO に対する意見聴取は行われなかった。

しかしながら、全国計画策定の遅れから、広域地方計画策定に与えられた期間は短く、この意見聴取にも必ずしも十分な時間が割かれなかったし、福岡県の連絡会議の開催案内も「今日の夕刻」というような直前のアナウンスになってしまっている。

---

[41] 実際、プレ協議会等に参加した自治体関係者からは、学識経験者の意見を言う時間に会の殆どが割かれており、地方自治体の意見表明の場は殆どなく、唯一与えられた意見表明の場も数分間のプレゼンテーションのみで議論にまでは至らなかったという声も聞かれた。

[42] 市町村からの意見聴取は計画策定のスケジュールに示された枠組みの中で行われる。

[43] 福岡県は経済関連団体の意見は九経連を通して行われるものとの認識を示している。

地域間の調整は、プレ協議会では十分に行われたとは言いがたい現状にあるが、福岡県の場合には、福岡県と福岡市、北九州市とが連携して、7ヶ月間に4回の勉強会を開き、全国計画に対する共同宣言を行った。また、3-1で述べたような広域的取り組みの事例もふまえると、九州全体（Regional レベル）での地域間の調整とまではいかなくとも、このような広域レベル（Sub-regional レベル）での調整事例がみられることには期待が持てよう。

③ 空間ベースの議論

これまでの議論では論点の整理にとどまっており、必ずしも空間ベースでの議論が行われているとは言い難い。今後、事業ベースの議論になった際に空間レベルでの議論もみられるかもしれない。

④ 諸制度の活用

諸制度の活用に関して、多く聞かれるのは社会資本重点整備計画との関連であるが、地方自治体側では必ずしもはっきりと認識されている訳ではないし、部局内の調整にも関連するが、地方自治体内では、広域地方計画と社会資本重点整備計画とでは調整の場に参加するメンバーが異なっている場合もある。

3-3. 小括

広域地方計画が十分に認識されていないことや計画策定に十分な時間を割けないこと等を背景として、その策定過程には問題が山積していることは確かである。しかしながら、九州地方の場合、九州レベル（Regional レベル）、広域レベル（Sub-regional レベル）でも既にいくらかの広域的取り組みが行われており、また、その実効性を高める手段の 1 つである道州制の議論も成熟しつつある。広域地方計画は、このような広域的な取り組みとの役割分担を明確にしつつ、いかに活用すべきかを戦略的に検討することが今後の鍵となろう。

4. イングランドと日本の事例の比較考察

2.、3.のイングランド・East Midlands、日本の九州圏の事例について、1.3 で設定した分析枠組みに沿って比較考察を行う。

4-1. 広域地方計画の役割と計画体系

4-1-1. 広域地方レベルの戦略の必要性

まず、グローバル化、地域の自立的発展が進んでくる中で、広域連携、地域空間計画の形成がどのように進んできたかを確認する。

イングランド全体の動きとして、1980 年代後半から自発的なリージョナリズムの動きがみられ、East Midlands でも、地方自治体の連合組織である EMRLGA が RA 設立以前から設置されていた。

East Midlands の事例では、Integrated Regional Strategy の動きが 1990 年代にみられたことが特徴的である。IRS は、EMRLGA においてその必要性が提起され、RA において賛同を得て策定された地域の持続的発展のためのフレームワークである。IRS の必要性は、分野別の縦割りの弊害が存在していた状況を踏まえ、個々の戦略の付加価値を高めること、地域のアイデンティティに繋がること、都市・農村問題などへの協働の取り組みを推進することなどが論じられていた。

次に、日本について動向を整理する。九州圏では政策連合の取り組みを進めるとともに、法定の知事会を政策協議機関として発展する形で経済団体も含めた九州地域戦略会議を設置して、広域的な連携を進めている。また、福北連携や関門連携、グランドクロスなどの都市圏レベルでの取り組みも形成されている。そこで共通するのは、グローバル化の進展の中で、東アジア、特に対中国との関係で、九州圏最大の福岡市といえども単独では国際的な地域間競争には太刀打ちできず、複数の都市による地域的な取り組みが必要であるという危機感である。廃棄物管理などの広域行政課題から、九州観光戦略にみられるような積極的な取り組みがみられるようになったのが特徴的である。

以上より、グローバル化の中で地域のアイデンティティを高め、地域の競争力を向上させ、かつ地域の持続的な発展が必要という認識により、自発的な広域連携の動き、地域ガバナンスが形成され、空間計画制度における広域地方計画の導入へと繋がってきたという背景の共通性を見出すことができよう。だが、地域戦略の統合的枠組みの必要性に関しては異なる方向性を示しているように思われる。

4-1-2. 広域地域計画制度の比較

次に、イングランドと日本の広域地方レベルの計画について、East Midlands と九州圏の事例に即して 1-3-1.で設定した①および②の視点から比較評価を行う。

イングランドでは、RSS は LDF と計画許可の判断基準となる法定 DP として、土地利用計画の体系に明確に位置づけられる。RDA の策定する RES との整合性をとることが PPS11 で明記されている。また、East Midlands においては、社会分野では住宅、健康、文化、スポーツに関する戦略、環境分野では、地域環境戦略、エネルギー、生物多様性、農業・食糧、森林に関する戦略が RA および他の地域主体によって策定されているが、RES、RSS の上位となる地域ビジョンとして IRS を策定して、全体の方針を共有する体系となっている。

IRS には即地的な内容は含まれないが、RSS ではキー・ダイアグラムの中で中核的な都市地域、小地域の拠点都市、地域交通軸が示され、自然の価値の高い地域、生物多様性を保全すべき地域についてもダイアグラムが示されている。また、エネルギーや廃棄物管理など、土地利用が直接・間接に影響を与える分野が RSS にも広く含まれているのが特徴的である。イングランドは自治体の裁量が大きいと言われるが、地域レベルで様々な観点から空間的活動配置に関する調整を行い、それを計画制度によりローカル・レベルに伝達する枠組みになっていると言える。

他方、日本の広域地方計画について、九州圏で検討されているキックオフレポート骨子案、小委員会の中間レポート（案）の内容をみると、九州圏の産業振興という経済的な視点、安全・安心の確保、子育て支援や職業・家庭の両立支援、人材育成などの社会的な視点、環境・生態系の保全などの環境的な視点、基幹都市圏の形成、集約型都市構造への転換などの空間的視点が含まれており、その点では分野を統合した内容になっていると考えられる。

しかし、空間的枠組み・ビジョンの提示が含まれていない。すなわち、これらの対策を優先的に実施していくべき地域は具体的にどこか、といったことが明示されていない。その点ではむしろ、East Midlands との比較では、RSS というよりは IRS に近い内容を持っているとも考えることができる。

その場合、ビジョンをいかに空間的に実現するかの制度的枠組みが重要となるが、広域地方計画の施策や計画との関係性が明確でないことが挙げられる。制度的には国土形成計画全国計画と国土利用計画全国計画を一体として作成することになっているが、広域地方計画と、国土利用計画都道府県計画との直接的な関係はない。福岡・北九州都市圏が九州圏を牽引する中心的都市圏であるという記述を除いては具体的な都市が位置づけられる記述はなく、インタビューにおいても、拠点性等を明示した地図の掲載は困難である、という回答であった。

また、インタビュー調査では、九州圏の課題を共有することに対する意義が指摘された一方で、プレ協議会のメンバーとして参加している県等にとって広域地方計画の役割が必ずしも明確でない点が指摘された。また、九州圏における地域戦略会議など自発的な連携がみられるが、これまでの利害調整や連携の経験からみても、必ずしも九州圏全域での統合的地域戦略の必要性にまで繋がっていない。

制度的に関係がみられない以上、広域地方計画を踏まえて、土地利用計画の権限を持つ県・市でどのように実現していくかが鍵となるが、現段階では、各県庁・市役所内で土地利用計画に結びつく検討は行われていない状況である。これは九州圏の場合、広域地方計画が推進室主導で策定されており、またスケジュールが非常に厳しいために、推進室から意見を求められても県や市内で案に対する十分な意見集約が行えないことにも因っている。

もう 1 点の違いは、策定主体である。East Midlands の場合、RA は RPB として RSS の素案を作成するだけでなく、Regional Environment Strategy や Energy Strategy、Waste Strategy などの戦略も策定している。また、IRS の策定主体でもあり、この点で複数の分野の戦略の策定機関としての役割がある。一方で、広域地方計画協議会は広域地方計画を策定するためだけに組織されたものであり、例えばこれまでに存続した九州地域戦略会議との関係性も現在ではみえていない。

以上により、広域地方計画を空間計画(Spatial Planning)概念の特徴に当てはめてみると、広域地方計画は内容的には経済、社会、環境、空間的内容を含み、九州圏の地域ビジョンを提示する統合的な枠組みとして位置づけることは可能であるが、それが具体的な空間的な枠組みを提示する機能を持っておらず、それを実現する制度的枠組み、特に土地利用計画との関係が制度的にも、また策定プロセスをみる限り運用上も構築されていない課題が指摘できよう。

4-2. 地域ガバナンスと合意形成

イングランドの East Midland レベルも日本の九州地方レベルも相当する政府のない状況での計画策定である点が共通している。このような状況にあるだけにいずれにおいても地域ガバナンスと合意形成が重要な課題となりうる。ここでは、East Midland の事例と九州地方の事例を比較し、第 3 章で指摘された九州圏広域地方計画策定過程における問題点（リーダーシップ、部局横断的・地域間の調整、空間ベースの議論、諸制度の活用）に対して、East Midland の事例はどのような示唆を与えうるかを検討する。

4-2-1. リーダーシップ

九州の事例では、各県知事が参加する協議会では何らかの変化がみられるかもしれないが、現状では明確なリーダーシップはみられなかった。

一方、East Midland の場合には、PPS11 において計画策定段階において主導的な役割を果たす主体が明確に位置づけられており、かつ、それは計画策定の段階を経て、地域、専門家、国というように役割の比重が変化している。この点が広域地方計画協議会を通じた地域関係主体の協働とのみ示された不明確な位置づけの日本と大きく異なるところではあるが、逆にこの不明確さを「地域の裁量」と

とらえ、策定過程に関する議論も広域地方計画協議会で検討すべき議論となりうるのではなかろうか。

4-2-2.　部局横断的・地域間の調整

九州の事例では、県内での調整は行われていたものの、調整に対して必ずしも十分な時間を割くことができないために、調整は限定的な機会に限定的な期間で行わねばならないことが大きな問題としてあげられた。

一方、イングランドの場合には、賛否両論あるとは思うが、計画策定プロセスに 3 年近くをかけており、わずか 1 年という日本の場合とは大きく異なる。イングランドにおいても日本においても計画策定期間は示されている点は共通しており（もちろん、その数字自体には違いがあるが)、計画策定に長い時間をかければよいというものでもないが、日本の場合には広域地方計画と全国計画とが 1 つの計画として扱われ、したがって、全国計画と地方計画の計画策定が一体のものとされている点に問題点を指摘できよう。

しかしながら、現行制度下で最大限の効果をあげるには、既存の広域的活動の中から得られる成果を活用することが重要であろう。例えば、九州の場合には九州戦略会議等の九州レベルでの取り組みや福北連携などの北九州レベル（Sub-regional レベル）での取り組みがみられたし、福岡県や福岡市、北九州市による共同宣言等、広域地方計画の枠組み外での活動がみられた。広域地方計画策定において、「各県の意見は県内市町村を集約している」というような形式的な調整ではなく、このような実質的な活動の成果を戦略的に活用することが短期間での実のある調整となり得よう。

4-2-3.　空間ベースの議論、諸制度の活用

イングランドでは RSS は伝統的な土地利用計画を超えた空間計画として、土地の開発・利用に関わる政策を統合するものであり、法定 Development Plan として明確に位置づけられているし、また、LDDs との役割を区別することも示されていることから、合意形成が難しくなるとの指摘はあるものの、計画策定プロセスにおける議論は空間ベースでのものとなりうる。

しかしながら、日本の場合、根本的な問題として、国土形成計画の枠組みの中で策定される広域地方計画と国土利用計画とが必ずしも十分に連携していない点にあろう。制度上の問題も相まって、実際、九州地方では地方自治体レベルでも、土地利用計画との関連に関する議論は殆ど行われていない。瀬田（2006）が指摘するように、現状の広域地方計画では各県の政策等を集めた総花的な計画となる可能性も拭い切れない。また、広域地方計画と社会資本重点整備計画との関係が必ずしも明確ではなく、現場レベルでの混乱も招いている。

5. 本研究のまとめ

5-1. 成果のまとめ

本研究の成果をまとめる。

(1) 地域統合が進む欧州では、1990 年代に空間計画(spatial planning)の概念が形成された。地域経済成長、地域の競争力の向上が重視される一方、持続的発展の考え方から社会的格差や環境保全との調整が重要視される中で空間的に影響を及ぼす活動を空間的に戦略的に位置づける考え方であり、複数の EU 加盟国で、特に地域(region)レベルでの空間計画制度変容がみられる。

(2) イングランドにおいても、伝統的土地利用計画を超えて土地の開発・利用に関わる政策を統合し広範な長期発展戦略を示す地域空間戦略 RSS が導入された。East Midlands では、地域ビジョンを共有する IRS を策定することにより、RSS, や RES など個別の戦略を調整し関係者の協働を促進する枠組みを構築した。

RSS は、素案作成を関係者との協議を重ねつつ RA 主導で行い、専門家による公開協議・国による勧告を受けて、GO が最終段階の修正を行うというように、合意形成を行う上で各主体の役割が明確となっている。

(3) 日本においても、グローバル化に伴う地域の自立的発展が主題となっており、実際に九州圏では都市圏連携、県および経済団体による政策協議のための九州地域戦略会議の取り組みがみられ、地域ガバナンスの形成が認められる。

しかし、地域戦略としての広域地方計画の役割が九州圏連携の経験からは明確でない。広域地方計画は IRS のように各分野の政策に対する地域ビジョンを提示する可能性を持っているが、ビジョン実現に向けた国土利用計画・土地利用計画、各県・市の空間的計画との制度的枠組みが構築していくことが課題である。

また、策定プロセスは、九州圏の場合は国の地方支分部局が参加する点が地域戦略会議との相違であるものの、協議会構成メンバー側が案を受けて協議したり意見を集約する時間が限られている。策定プロセスは圏域によって若干の相違がみられ、このことは地域の裁量という点で評価することも可能である。広域地方計画はあくまで国土計画の一部という位置づけであるが、策定時期まで全国一律にするというのではなく、地域の状況や策定プロセスに応じた時間をかけられるようにすることも考えられるだろう。

5-2. 今後の研究課題

本研究では、欧州の地域空間戦略、英国の RSS と日本の広域地方計画を比較す

ることで、地域空間戦略の役割と合意形成に向けたガバナンスを論じることを意図していた。

しかし、RSS、広域地方計画ともに現在策定中であるために、合意形成プロセスに関する考察は限定的となった。また、空間計画としての役割についても、計画内容を素案段階で評価するにとどまった。

また、概念的であった空間計画の具体的な分析を目的としていたが、イングランドを事例に研究を行う場合には、RSS だけでなく、初期の RPG との比較分析が必要と思われる。RPG、RSS も策定期間が長期にわたる一方で、計画の見直しが継続的に行われており、その実現プロセスの詳細な分析は今後の研究課題となった。

海外事例としては、IRS という枠組みに着目して East Midlands を選んだが、IRS の策定経緯や有効性についても今後研究を深めていくことが考えられる。また、合意形成プロセスにより主眼を置くのであれば、West Midlands の諸検討委員会設置なども対象となりうる。

日本の広域地方計画については、今回は九州圏を事例として取り上げたが、知事の参加するプレ協議会を設置している大都市圏とそうではない地方圏での違いもみられる。九州圏における本格的な調整はこれからであり、またこれまでの九州圏における広域調整の問題点や協議会の意義については、インタビュー調査からは明確な知見は得られなかった。この点は、今後の本協議会におけるプロセスをフォローし、策定された計画内容との対比で評価を行うことが必要であろう。

以　上

参考文献等

第 1 章

Tim Marshall (2004) *Regional Planning in England: Progress and pressures since 1997*, Town Planning Review 75(4), pp.447-472.

Graham Haughton and David Counsell (2004) *Regions, Spatial Strategies and Sustainable Development*, Routledge.

Ole B. Jensen and Tim Richardson (2006) 'Towards a transnational space of governance? -The European Union as a challenging arena for UK planning' in Mark Tewdwr-Jones and Philip Allmendinger ed. *Territory, Identity and Spatial Planning -Spatial governance on a fragmented nation*, Routledge.

Jeremy Alden(2006) 'Regional Development and Spatial Planning' in Neil Adams, Jeremy Alden and Neil Harris ed. *Regional Development and Spatial Planning in an Enlarged European Union*, Ahgate.

Pasty Healey (2006) 'Territory, integration and spatial planning' in Mark Tewdwr-Jones and Philip Allmendinger ed. *Territory, Identity and Spatial Planning -Spatial governance on a fragmented nation*, Routledge.

Philip Allmendinger and Mark Tewdwr-Jones (2006) 'Territory, identity and spatial planning' in Mark Tewdwr-Jones and Philip Allmendinger ed. *Territory, Identity and Spatial Planning -Spatial governance on a fragmented nation*, Routledge.

Commission of the European Communities (CEC) (1997) The EU compendium of spatial planning systems and policies.

Williams, R.H. (1996) *European Union Spatial Policy and Planning*, Paul Chapman Publishing.

Faludi, A. and Waterhout, B. (2002) *The Making of the European Spatial Development Perspective ?-No Masterplan*, Routledge.

Commission of the European Communities (CEC) (1999) *European Spatial Development Perspective: Towards Balanced and Sustainable Development of the Territory of the European Union*.

John Glasson and Tim Marshall (2007) *Regional Planning*, Routledge.

阿蘇裕矢 (2007)「座談会 国土形成に対する造園学の役割－時代の役割を検証する－」、ランドスケープ研究、第 70 巻 3 号、pp.181-186

青柳みどり (2007)「環境の視点からみた国土形成計画」、農村計画学会誌、第 26 巻 2 号、pp.120-122

池邊このみ (2007)「国土形成計画と市町村レベルでの課題－農村集落を対象として－」、農村計画学会誌、第 26 巻 2 号、pp.110-113

池邊このみ (2007)「新たな国土形成計画の求めるもの－多様な主体による自立的な地域

形成に向けてー」、ニッセイ基礎研 REPORT、第 120 号、pp.1-6
井出康彦（2005）「日本国土における IT 施策の推進について～国土形成における IT の活用と“ユキビタス社会”の実現に向けて」、人と国土 21、第 31 巻 4 号、pp.32-33
伊藤滋（2006）「首都圏大地震」、地域開発、第 496 号、pp.2-7
糸長浩司(2007)「地球環境デザインの視点からの国土形成計画の課題」、農村計画学会誌、第 26 巻 2 号、pp.117-119
井上忠佳・浅井正明・阿蘇裕矢・梶野保光・佐々木邦博（2007）「国土形成計画広域地方計画におけるランドスケープからの提言(中部圏からの提案)」、ランドスケープ研究、第 71 巻 3 号、pp.287-292
浦尾たか子（2005）「「日本の 21 世紀ビジョン」を支える国土行政に望むもの」、人と国土 21、第 31 巻 4 号、pp.30-31
太田誠（2006）「東北アジアの環境変化と地域的個性の発揮～企業の国際ネットワークの視点と物流インフラ整備～」、都市計画、第 55 巻 5 号、pp.37-43
小田切徳巳（2007）「農村地域の現局面と国土形成計画の課題」、農村計画学会誌、第 26 巻 2 号、pp.99-104
小田切徳美（2006）「持続可能な国土管理に向けての展望～農村地域を中心として～」、都市計画、第 55 巻 5 号、pp.44-48
大西隆（2007）「逆都市化時代の国土計画－その課題と展望」、計画行政、第 30 巻 3 号、pp.10-16
大西隆(2006)「国土計画はもっと変わらなければ甦らない」、地域開発、第 496 号、pp.16-21
大西隆（2005）「広域地方計画の展開と課題－国土総合開発法から国土形成計画法へー」、都市問題、第 96 巻 7 号、pp.10-15
大西隆・戸田常一・山崎朗・西浦定継・清水哲夫・木村実（2006）「[特集座談会] 新時代の国土計画を考える」、都市計画、第 55 巻 5 号、pp.5-14
大橋洋一（2006）「対話型国土計画への期待」、都市計画、第 55 巻 5 号、pp.15-20
加賀屋聡一(2005)「国土形成と北前船を活用した坂田のみなとまちづくりプロジェクト」、人と国土 21、第 31 巻 4 号、pp.38-39
片山健介(2006a)「諸外国の国土計画の最新動向－西欧編」、地域開発、第 496 号、pp.45-50
片山健介（2006b）「新たな地域振興方策に向けてーEU 地域政策のスキームを例にー」、都市計画、第 55 巻 5 号、pp.63-68
北本政行（2005）「防災の視点から新しい国土形成計画に望むこと」、人と国土 21、第 31 巻 4 号、pp.34-35
城所哲夫（2007）「諸外国の動向からみたわが国の広域地域計画の将来展望」、計画行政、第 30 巻 3 号、pp.43-50
木全ミツ（2005）「女性の活力を日本の活力に～政策決定の場に女性の参画を～」、人と国土 21、第 31 巻 4 号、pp.36-37

木村実（2007）「国土形成計画法と自立的広域圏の形成」、計画行政、第 30 巻 3 号、pp. 3-9
河野順吉（2005）「今後の国土行政への期待」、人と国土 21、第 31 巻 4 号、pp. 16-17
国土交通省・国土審議会計画部会（2007）「国土形成計画（全国計画）に係る計画部会報告」
古南幸弘(2005)「生きものの賑わいのある国土計画へ」、人と国土 21、第 31 巻 4 号、pp. 40-41
後藤秀昭・佐藤滋（2006）「広域計画と参加型計画：参加可能な広域計画の実現をめざして」、地域開発、第 496 号、pp. 39-44
今野修平(2006)「国土形成計画(全国計画)への期待」、人と国土 21、第 32 巻 2 号、pp. 64-69
澤井安勇（2007）「広域地方政府システムの導入による地域の再活性化－地域の自立的発展のためのガバナンス・モデルの視点から－」、計画行政、第 30 巻 3 号、pp. 35-42
志喜屋文康（2005）「海洋リゾートと国土形成計画」、人と国土 21、第 31 巻 4 号、pp. 26-27
島田正文・池邊このみ・金岡省吾・柳井重人（2007）「平成 19 年度日本造園学会全国大会ミニフォーラム報告 マネジメント時代の国土形成計画とランドスケープの課題」、ランドスケープ研究、第 71 巻 3 号、pp. 281-286
生源寺眞一（2007）「国土形成計画と農業・農村」、農村計画学会誌、第 26 巻 2 号、pp. 95-98
生源寺眞一（2006）「成熟する日本社会と農山村」、地域開発、第 496 号、pp. 28-32
瀬田史彦（2006）「国土・広域計画体系からみた国土形成計画の可能性と課題」、都市計画、第 55 巻 5 号、pp. 27-30
平修久（2006）「人口減少化の国土計画」、都市計画、第 55 巻 5 号、pp. 31-36
田村亨（2007）「広域地方計画における高規格道路整備」、高速道路と自動車、第 50 巻 4 号、pp. 5-8
中越武義（2005）「新しい国土形成計画に望むこと」、人と国土 21、第 31 巻 4 号、pp. 20-21
中島俊介（2006）「広域地方計画に向けて」、都市計画、第 55 巻 5 号、pp. 53-56
中村隆司（2006）「戦後の地域開発制度の展開と国土形成計画法制定後への期待」、地域開発、第 496 号、pp. 33-38
中村英夫（2005）「新しい“国のかたち”づくりへ」、人と国土 21、第 31 巻 4 号、pp. 6-7
西尾理弘（2006）「道州制、そして日本海時代へ」、地域開発、第 496 号、pp. 10-11
（社）日本造園学会北海道支部（2007）「北海道における提案」、ランドスケープ研究、第 71 巻 3 号、pp. 293-298
林宜嗣（2006）「地方分権と国土形成計画－全国計画と広域地方計画の課題と展望－」、都市計画、第 55 巻 5 号、pp. 21-26
原勲（2007）「新たな公による国土マネジメントの実現－ソーシャルキャピタルの視点から考える－」、計画行政、第 30 巻 3 号、pp. 28-34
原昭夫（2005）「小さな地域とその全体を大切にして行こう－全国総合開発計画の 55 年を振り返って－」、都市問題、第 96 巻 7 号、pp. 21-26
原田泰（2006）「国土計画と国土の均衡ある発展論」、地域開発、第 496 号、pp. 22-27

春山成子（2007）「地域防災力と地域の安全について」、農村計画学会誌、第 26 巻 2 号、pp. 105-109
馬場孝一（2007）「国土形成計画作成への一提言」、計画行政、第 30 巻 3 号、pp. 17-27
朴承根・瀬田史彦（2006）「アジアの国土政策の近況報告－韓国とタイについて」、地域開発、第 496 号、pp. 51-56
平井愛山（2007）「地域医療の崩壊から再生へ－人材育成と医療連携－」、計画行政、第 30 巻 3 号、pp. 51-61
広田純一（2007）「国土形成計画に向けた農村計画の課題」、農村計画学会誌、第 26 巻 2 号、pp. 114-116
福田悟（2005）「むつ小川原開発計画の虚実」、都市問題、第 96 巻 7 号、pp. 27-31
保母武彦（2005）「挫折した中海干拓事業と全総」、都市問題、第 96 巻 7 号、pp. 16-20
本間義人（2005）「全総計画と戦後の国家社会－計画論としてのバランスシート－」、都市問題、第 96 巻 7 号、pp. 4-9
増田寛也(2006)「地方分権型社会における国土計画への期待」、地域開発、第 496 号、pp. 8-9
松田宏人（2006）「地域活性化の方向性と金融の役割」、都市計画、第 55 巻 5 号、pp. 57-62
松田貢（2005）「農林業の振興と国土保全」、人と国土 21、第 31 巻 4 号、pp. 18-19
松村良幸（2005）「アジアに発信する歴史街道都市“対馬”」、人と国土 21、第 31 巻 4 号、pp. 24-25
松本克夫（2006）「風土の再生計画を」、地域開発、第 496 号、pp. 12-13
三浦展(2006)「「生産する国土」から「消費される国土」へ」、地域開発、第 496 号、pp. 14-15
峯田太史（2005）「都市連携がもたらすもの」、人と国土 21、第 31 巻 4 号、pp. 22-23
宮本恭（2006）「地域の自立と国土形成計画」、都市計画、第 55 巻 5 号、pp. 49-52
森地茂（2007）「アジアの未来へ、地域は多様に！－自立広域ブロック連携型国土の形成－」、人と国土 21、第 32 巻 5 号、pp. 4-5
森地茂・鬼頭宏・寺島実郎・奥野信宏・家田仁・小林重敬・渡邊東（2007）「座談会 国土形成計画（中間とりまとめ）について」、人と国土 21、第 32 巻 5 号、6-19
横張真・村上暁信（2007）「インタビュー 生きた総合指標としてのランドスケープ－武内和彦東京大学大学院農学生命科学研究科教授に聞く－」、ランドスケープ研究、第 70 巻 4 号、pp. 292-297
吉沢信明（2005）「製造業からみた国土形成計画への期待」、人と国土 21、第 31 巻 4 号、pp. 28-29
国土交通省・インターネットでつくる国土計画　http://www.kokudokeikaku.go.jp/

第 2 章

John Glasson and Tim Marshall (2007) *Regional Planning*, Routledge.
Mark Baker, Professor Peter Roberts and Robert Shaw (2003)*Stakeholder Involvement*

in Regional Planning: National Report of the TCPA Study Supported by the ODPM.

Burch, M. and Gomez, R. (2002) *The English Regions and the European Union*, Regional Studies, 36 (7), pp.767-778.

Department for Environment, Transport and Regions (2000) *Planning Policy Guidance Note 11: Regional Planning.*

Department for Transport, Local Government and Regions(2002)*Your Region, Your Choice:Revitalising the English Regions.*

Office of the Deputy Prime Minister(2004)*Planning Policy Statement 11: Regional Spatial Strategy.*

East Midlands Regional Assembly(2005) *Integrated Regional Strategy: Our Sustainable Development Framework.*

East Midlands Regional Assembly(2006) *Draft East Midlands Regional Plan.*

Department for Communities and Local Government ウェブサイト
http://www.communities.gov.uk/

East Midlands Regional Assembly ウェブサイト　http://www.emra.gov.uk/

Government Office for the East Midlands ウェブサイト
http://www.gos.gov.uk/goem/

中井検裕・村木美貴（1998）「英国都市計画とマスタープラン－合意に基づく政策の実現プログラム」学芸出版社.

第 3 章

北九州市資料「関門連携事業について」

北九州市資料「福北連携事業について」

グランドクロス広域連携協議会（2007）「The Optimum Location in KYUSHU～九州の最適産業立地～」

国土交通省九州地方整備局資料「九州圏広域地方計画策定スケジュール（案）」

国土交通省九州地方整備局資料「九州圏広域地方計画プレ協議会における検討体制」

北九州市ウェブページ　http://www.city.kitakyushu.jp/

九州経済連合会ウェブページ　http://www.kyukeiren.or.jp/

九州地方知事会ウェブページ　https://www.pref.nagasaki.jp/chijikai/

国土交通省・インターネットでつくる国土計画ウェブページ
http://www.kokudokeikaku.go.jp/

福岡市ウェブページ　http://www.city.fukuoka.jp/